取調べの可視化 (録画・録音)の実現に向けて

- 可視化反対論を批判する -

2004年11月日本弁護士連合会

取調べ可視化(録画・録音)の実現に向けて - 可視化反対論を批判する -

日本弁護士連合会 2004 年 11 月

取調べ可視化(録画・録音)の実現に向けて

- 可視化反対論を批判する -

目 次

第	1		どうして取調べの可視化が必要なのでしょうか	1
第	2		取調べ可視化反対論の主張	3
第	3		取調べ可視化反対論は正しいのでしょうか	6
	1		過去の密室弊害事例	6
	(1) 4 つの死刑・再審無罪事件	6
	()最近の事例	
			ケース 1 松本サリン事件	7
			ケース 2 宇和島事件	
			ケース3 鹿児島踏み字事件	9
			ケース4 あるけん銃殺人事件	10
	2		可視化反対論は、密室の弊害を無視しています	12
	3		信頼関係構築論・反省悔悟論の誤り	13
	(1)本当に「信頼関係」と言えるのでしょうか	13
	()正々堂々と信頼関係を構築すればよいはずです	
	(3)「信頼関係」は虚偽自白を生んでしまいます	14
	4		「精密司法」論の誤り	16
	(1)「精密司法」は可視化を否定しません	16
	(2)「精密司法」そのものが間違っています	16
)主観面の立証と取調べの可視化	
	5		供述人保護論の誤り	19
	(1) ほとんどのケースにあてはまりません	19
	(2)供述人の保護の本筋をこそ考えるべきです	20
	(3)真実を覆い隠すことにほかなりません	21
			・)適正な捜査にも反します	
	(5)「密室における秘密」を保護する理由はありません	22
	6		真相解明のためにこそ取調べの可視化が必要です	23
第	4		取調べの可視化が世界の潮流です	
	1		欧米での取調べの可視化	24
			イギリス	24

			オ	· —	ス	h	ラリ	ア			25
			ア	メ	IJ	カ	-				25
			カ	ナ	ダ						26
			1	タ	IJ	ア	-				27
			フ	ラ	ン	ス	-				27
			۲	1	ツ						27
	2	J	フジ	ア	で	の I	取調	べ	D可視化		27
			香	港							28
			台	湾							28
			韓	国							30
第	5	表	发判	員	裁	判	実施	ま	でに取調べの可視化の実現を		31
	1	<u> </u>	丁視	化	立	法	の動	き	が始まっています		31
	2	表	发判	員	裁	判	では	取	間べの可視化が不可欠です		33
	(1)	自	白	の	任	意性	き	言用性が争われるとどうなる		
	(2)	裁	判	員	裁	判と	: 可	見化		34
	(3)	充	実	U	た	集中	審	里に向けて		- 35
第	6	đ	ع =	め	に	代	えて	-	刄調べの可視化は権利です		35
付	録	資業	4					. – – –			38
1		政区	見	解	全	文	(平	成	15 年 1 月 28 日付総理大臣答	弁書)	38
2									見約委員会の勧告(1998 年 11		
3									の提言(2003年12月)		
4		写真	て	'見	る	諸:	外国	の	T視化実例		42
		1	イギ	î IJ	ス						42
		7.	 –	ス		ラ	リア	7			42
		킽	潜	;							
		4	湾	į			. – – –				43
5						-			7月14日)		
6		日乡	連	決	議	(2	2003	年	10月17日)		48
7		日乡	連	可	視	化			003年12月)		
8		国名	€附	帯	決	議					
9		被吳									
1	Λ	乡	*	₹₩	掛						- 56

第1 どうして取調べの可視化が必要なのでしょうか

日本の警察や検察庁での取調べは、密室で行われています。

そこには、弁護人は立ち会えません。取調べの状況が、録画・録 音されることもありません。

そして、日本で、取調べの結果作成される供述調書(刑事訴訟法では、「供述録取書」といいます)は、被疑者が、一人で説明したかのような文章になっています(一人称独白型物語式調書)。たとえば、次のようなものです。

私は、喧嘩になって、Aさんのことが、憎くて仕方なくなり、Aさんを殺してやろうと思いました。そこで、手にしていたナイフを、Aさんの胸めがけて、思い切り突き刺したのです。もちろん、ナイフで、Aさんの胸を思い切り突き刺したりすれば、Aさんが死んでしまうだろうということはよくわかっていました。

しかし、この文章は、被疑者が自分で話したものではありません。 実際には、次のようなやり取りで作成されたものかもしれません。

取調官 君は、どんなつもりでAを刺したんだ。

被疑者 Aさんと喧嘩になり、興奮していたので、自分でもよくわかりません。でも、Aさんを殺そうというつもりはありませんでした。

実際、喧嘩などでは、とっさにナイフで防衛することもありますし、人を刺したときに、殺すつもりがあったかどうかなど、考える余裕もないことはあり得るでしょう。しかし、日本の取調官は、このようなやりとりだけで、まず納得してくれません。次のようなやりとりが続くことになるのです。

取調官 わからないことはないだろう。君は、Aの胸を刺しているんだ。胸を刺しているんだから、当然 Aが死ぬと思っただろう?

被疑者 いいえ。そんなことを考える余裕はありませんでした。

取調官 いい加減にしる!胸を刺せば人はどうなる?

被疑者 ……。

取調官 死ぬだろう?

被疑者 …そうかもしれません。

取調官 そのことはわかるな? 被疑者 …はい。

以上のようなやり取りをもとに、取調官は、まるで被疑者が、自らすらすらと殺意を認めたかのような調書を作文してしまうのです。

これは大変おかしなことです。被疑者が、殺意を否定したのであれば、その言い分を、そのまま記録に残すべきではないでしょうか。 取調官が、どのような質問をしたのかも、記録に残すべきではないでしょうか。怒鳴ったのか、それとも優しく問いかけたのかなど、 取調官が、どのような言い方をしたのかも、記録に残すべきではないでしょうか。

ところが、密室で取調べが行われている日本では、そのような取調べの生々しいやりとりは、全く残りません。その代わりに、取調官によって作文された独白型の物語だけが、供述調書として残されるのです。

このような調書が刑事裁判の証拠になれば、裁判を誤らせてしまう可能性が高いと言うべきではないでしょうか。実際に、日本では、戦後たくさんの冤罪事件が起こっていますが、その冤罪事件のほとんどで、自白調書が作文され、証拠として使われてしまっているのです。現在も、刑事裁判において、取調べでは自分の言い分を聞いてもらえなかった、言いもしないことを調書に書かれてしまった、という訴えが、後を絶ちません。また、調書に書かれたことが本当かどうかをめぐって、延々と裁判が続くことも、まれではありません。2009 年までには、一般の市民が裁判に参加する裁判員裁判がスタートしますが、調書が正確かどうかのために、長々と裁判することになったら、裁判員の負担は、大変なことになります。

このような問題を解決するのは、簡単なことです。取調べのすべてを録画・録音すればよいだけです。日弁連は、警察や検察庁の取調べを録画・録音すること これを「取調べの可視化(かしか)」と呼んでいます を提言しています。私たちは、ごく当たり前のことを提言しているにすぎません。現在の技術では、取調べのはじめから終わりまで、そのすべてを録画・録音することは容易で、大きな費用もかかりません。実際、海外では、多くの国や地域で、すでに取調べ全部についての録画・録音が実施されています。

ところが、日本の政府、捜査機関は、この取調べの可視化に、徹底的に反対しています。

どうしてでしょうか。その反対の理由は、正しいのでしょうか。

今からこの「可視化反対論」について、考えてみたいと思います。

第2 取調べ可視化反対論の主張

それでは、日本政府などが取調べの可視化に反対する理由を見て みましょう。

まず、信頼関係構築論・反省悔悟論と言うべきものが反対理由とされています。

たとえば、2003 年 1 月に、小泉首相が、国会議員からの質問に対し、正式の政府見解として、書面で答弁した内容です。

捜査機関は、刑事事件の真相解明を十全ならしめるため、被疑者との信頼関係を築いた上、極めて詳細な取調べを行っている実情にあり、このような実情の下で取調状況の録音・録画を義務付けた場合、取調状況のすべてが記録されることから被疑者との信頼関係を築くことが困難になるとともに、被疑者に供述をためらわせる要因となり、その結果、真相を十分解明し得なくなるおそれがある。*1

要するに、取調官が被疑者に本当のことを話してもらうためには、 信頼関係を築かなければならないが、録画・録音をされていたりす ると信頼関係が作れなくなってしまう、ということです。

また、2004 年、松尾検事総長は、新聞のインタビューで次のように述べています。

日本の刑事司法というのは、やはり被疑者を取り調べて、事実関係を究明し、被疑者がそれを認めて頭を下げて、それで初めて反省、悔悟となり、それが矯正、保護につながっている。その中で、取り調べというものは非常に大事です。そこでの相対での取り調べを基本にして、捜査側と被疑者との間のさまざまなやり取りの中で、事実関係を究明し、犯罪を犯している者が罪を認めて反省、悔悟となっていくというプロセスは、衆人環視のオープンな形の中では、な

^{*1} 平成 15 年 1 月 28 日小泉純一郎総理大臣により衆議院に提出された「衆議院議員植田至紀君提出取調べの可視性確保、密室性排除のための『録音・録画』の導入に関する質問に対する答弁書」。

かなか実現しない。*2

これも信頼関係構築論とよく似た主張です。要するに、録画・録音されていると信頼関係が作れない、というのと同じように、録画・録音されていたりすると、反省・悔悟ができない、というのです。それから、捜査機関側からは、日本は「精密司法」だから、取調べの可視化をすべきではないという主張も良くだされます。たとえば、法務省官僚(検察官)が、イギリスと日本の刑事手続を比較した論文の中で述べた、次のような主張です。少し難しい表現ですが、引用してみましょう。

英国の刑事司法は、いわゆる精密司法と対比して大まかな司法 (ラフ・ジャスティス)であると言われる。この点が、我が国の刑事司 法との最も大きな違いと思われる。… … 我 が 国 の 実 体 法 や 手 続 法 の構造上、検察官が厳格な立証をしなければならない対象は、犯 人性のほか、行為態様等の構成要件の客観面だけでなく、犯意、 犯行の目的、共犯者との共謀等の主観的要素にも及ぶ上、犯行の 態様や犯意の発生時期等のいかんにより異なる構成要件に該当 する場合もあり、更には法定刑の幅が広いため、構成要件に該当 する事実のみならず、犯行に至る経緯、犯行の動機、犯行後の状 況 等 の 情 状 に 関 す る 事 実 を も 立 証 し な け れ ば 適 正 な 量 刑 を 得 るこ とができないが、これの事項を解明するためには取調べ、特に被 疑者の取調べは必要不可欠である。しかも、英国に比較して捜査 手段が限定されていることなどからも、これらの広範な事項を解明 するためには、必然的に取調べ、特に被疑者の取調べを重視せざ るを得ない。…このような実情の下で、仮に取調べの録音や録画を 義務付ける制度を導入すれば、取調官が被疑者等との信頼関係を 築くことが困難となるとともに、被疑者等に供述をためらわせる要 因となり、その結果、真相を解明することが困難となるおそれがあ るが、それが被害者を始めとする国民が求める刑事司法と言える のかどうか疑問である。*3

^{*2} 松尾邦弘検事総長の週刊法律新聞平成 16 年 7 月 23 日第 1596 号のインタビュー記事。

^{*3} 山上圭子「英国における取調べの録音制度について」法律のひろば 56 巻 6 号 71 頁

先ほどの信頼関係構築論と基本は同じですが、ここでは、「精密司法」という言葉が付け加わっています。実際、日本は「精密司法」だという言い方が良くなされます。要するに、日本では検察官は、詳細な内容を精密に立証しなければならないから、取調べを重視しなければならない、だから取調べの可視化は疑問である、というのです。小泉首相の答弁の中にも、「捜査機関は、刑事事件の真相解明を十全ならしめるため……、極めて詳細な取調べを行っている」という表現が出てきました。

3つ目の反対の理由は、供述人保護論とでもいうべき考えです。 たとえば、国会で政府参考人は次のように述べています。

暴力団事犯などの組織犯罪等におきましては、末端の構成員である被疑者が、取り調べにおいて、取り調べ官の説得に応じて組織の実態や首謀者からの指示の状況なども含めて供述する場合でも、組織による報復を恐れて供述調書に録取しないように頼んでくることもございます。

しかし、このような場合でありましても、その被疑者の供述内容を元に他の証拠を収集することが可能となり、その結果、捜査を大きく進展させることが出来る場合もあるものと承知しておりますし、また、委員御指摘のとおり、今お話しするけれども調書の作成は待ってくれということを頼んでくることもございまして、そういう場合には、今申しあげたような、捜査を尽くして、その上で機を見て本人の承諾を得て、その後そのときに調書を取るということは間々あることだというふうに思っております。*4

元検察官が書いた論文にも*5、供述を得ることが、困難になる具体的な例として、「組織による報復を恐れて供述が調書に録取されることを拒む被疑者」や「自分が最初に自白した事実が分からないように」「供述調書の作成時期だけは他の共犯者よりも遅くするようにして欲しいと希望する者」さらに、「供述調書による事実認定が行われることも納得していながら、衆人環視の公判廷では立場上否認せざるを得ない被告人」などがあげられています。そして「捜査段階における供述の状況が生の形で公判で再生されることが予想

^{*4} 平成 16 年 4 月 20 日に開かれた衆議院法務委員会における政府参考人樋渡利秋 (法務省刑事局長)の発言。

^{*5} 本江威喜「取調べの録音・録画記録制度について」判例タイムズ 1116 号 4 頁

される、録音記録制度の下では、このような立場の被疑者が取調官に対して真実の供述をすることは、およそあり得ないことであろう。 これは、この種の事件の捜査にとって致命的な問題である」などと 述べています。

取調べの可視化反対論の論拠がいくつか出てきました。それぞれの論拠は、相互に関係していますので、厳密に区別することは難しいのですが、大きく分けると次の3つです。

信頼関係構築論・反省悔悟論 精密司法論 供述人保護論

これらの論拠は、いずれも取調べを可視化したら被疑者が真実を話さなくなり、真相の解明ができなくなる、という点では共通しています。

では、これらの主張は正しいのでしょうか。私たちは、間違っていると考えています。以下に、私たちの反論を明らかにしたいと思います。

第3 取調べ可視化反対論は正しいのでしょうか

今も述べましたように、私たちは、取調べの可視化に反対する主張は、全く間違っていると考えています。その理由を明らかにするために、まずいくつかの事例をご紹介したいとおもいます。

1 過去の密室弊害事例

(1)4つの死刑・再審無罪事件

日本では、戦後4つの死刑確定事件が、1980年代に再審によって相次いで無罪となりました。

免田事件*6、財田川事件*7、松山事件*8、島田事件*9の4つです。 これらの事件では、拷問、脅迫、利益誘導など様々な自白強要がな

^{*6} 再審無罪判決熊本地裁八代支部昭和 58 年 7 月 15 日判例時報 1090 号 21 頁

^{*7} 再審無罪判決高松地判昭和 59 年 3 月 12 日判例時報 1107 号 13 頁

^{*8} 再審無罪判決仙台地判昭和 59 年 7 月 11 日判例時報 1127 号 34 頁

^{*9} 再審無罪判決静岡地判平成元年 1月 31日判例タイムズ 700号 114 頁

され、どの事件でも、被告人は、やってもいない殺人について、虚 偽の自白をとられたのです。

(2)最近の事例

このように4つの死刑・無罪事件を挙げると、古い事件だからではないか、という反論もでてきそうです。しかし、このような自白強要は、決して過去の出来事ではありません。残念ながら、4つの再審無罪判決後も、密室の取調べは温存されてしまいました。今でもなお、自白強要は、繰り返されているのです。

いくつかのケースをご紹介しましょう。

ケース1 松本サリン事件

ある殺人事件で被疑者とされて、警察の取調べを受けたKさんのお話です。

その人(取調官)はいきなり私に対して、「姿勢を正せ」、こんなふうに言うわけです。私は反発しました。…そうしましたら、いきなり私を指さして「お前が犯人だ」というわけです。「おまえは亡くなった人に申しわけないと思わないのか。おまえの 44 年間の生活、警察はみんな分かっている。さっさと自分がやったとを認める」、こういう自白の強要が始まったわけです。約 45 分間、何を言っても聞く耳をもたないのです。ただ、ただ罪を認める、それの繰り返しです。…私は抗議したのです。「こんなことが許されるのか」と言ったわけです。そうしましたら、その担当の刑事さんは「これも捜査の手法だ。Kさん、あんたの潔白はあんたが証明するしかないんだ」、こういうふうに説得してきたわけです。そのときは私は「そうか、自分の潔白を自分で証明していかなければいけないんだ」と思って、引続き事情聴取を続けたわけです。

その後の事情聴取では、例えば利益の誘導、「Kさん、子どももいるだろう。今ここで認めたら過失致死にする。認めなければ殺人罪だ」、こんなことも言われたわけです。*10

取調官が、Kさんを犯人と決めつけて、自白をとろうとしてい

^{*10} 河野義行「講演・取調室でなにがあったか」日弁連取調べの可視化実現ワーキンググループ編『取調べの可視化で変えよう、刑事司法』12 頁・現代人文社(2004年)

ることがよく判ります。単なる強要だけでなく、「過失致死にする」などという、甘言、利益誘導がなされています。取調官は、ここまで決めつけているのですから、Kさんが犯人であるという強い確信があったのでしょう。そして、このような取調べも「捜査の手法」として許されると考えているようです。

この強い確信は、正しいものだったのでしょうか?

とんでもありません。実は、このある殺人事件とは、1994 年8月に起こった松本サリン事件、ここで被疑者として扱われている「Kさん」は、河野義行さんなのです。言うまでもなく、松本サリン事件の真犯人は、オウム真理教の信者たちです。河野さんは、犯人どころか、この事件の被害者だったのです。

ケース2 宇和島事件

次に、ある窃盗事件の判決を引用してみましょう。

判決中に平成 11 年とあることからわかるように、松本サリン事件よりさらに 5 年後の 1999 年に起こった事件です。否認していた被告人が自白に転じるまでの場面についての認定です。

警察官は、平成 11 年 2 月 1 日、被告人方及び被告人所有の普通 乗用自動車の捜索を開始するとともに、同日午前 7 時 58 分、被告 人を宇和島警察署に任意同行し、取調室において取り調べた。取 調べは同日午後零時まで続けられたが、被告人は「やっていませ ん。」との言葉を繰り返し、本件犯行を否認した。

昼食後の同日午後1時から取調べが再開されたが、被告人は午前中の取調べに引き続き否認していた。そこで、警察官は、机を叩くなどしつつ、「証拠があるんやけん、早く白状したらどうなんや。実家の方に捜しに行かんといけんようになるけん迷惑がかかるぞ。会社とか従業員のみんなにも迷惑が掛かるけん早よ認めた方がええぞ。長くなるとだんだん罪が重くなるぞ。」等と述べて、被告人の供述を促した。

被告人は、同日午後2時ころ突然号泣し「誰も自分の言うことは信じてくれない。」と述べた後、その供述を自白に転じた。*11

ここでも、警察官は、河野さんの例と同じように、被告人が犯人であると決めつけて自白を迫っていることがよく判ります。結

^{*11} 松山地方裁判所宇和島支部平成 12 年 5 月 26 日判決・判例時報 1731 号 153 頁

局被告人は、実家への捜索を匂わされたり、罪が重くなるぞ、などと脅迫されて自白に転じています。任意同行からわずか 6 時間後のことでした。この警察官も被告人が犯人であると確信していたことは間違いありません。この確信は、正しかったでしょうか。

実は、この確信も全くの誤りでした。この判決は、宇和島で起こった有名な冤罪事件(宇和島事件)の無罪判決の一部です。この宇和島事件では、別の真犯人が現れました。被告人は、全く虚偽の自白をしていたのです。検察官は、公判の途中で慌てて被告人を釈放し、異例の無罪の論告をしました。しかし、被告人は、この虚偽自白をきっかけに、釈放まで1年以上にわたり、身体を拘束されてしまったのです。

ケース3 鹿児島踏み字事件

さらに最近の事例を見てみましょう。今度は、ある民事訴訟で 提出された書面からの抜粋です。

H警部補が、A4の用紙3枚にそれぞれ「Y、お前をそういう息子に育てた覚えはない 」、「じいちゃん、早く正直なおじいちゃんになってください 」、「娘をこんな男に嫁にやったつもりはない」と桃色蛍光ペンで書いて原告の足下に置いたことは認め、原告の義父「」の名前を書いたことは否認する。

原告がH警部補と視線を合わすことなく、首を曲げて下を向いた状態であったことから、真摯に反省し、本当のことを話してほしいという気持ちを原告の視覚に訴えるため、当該用紙を原告の視線の先である足下に置いたものである。

「そして、Hは原告に『反省しろ』…無理やり複数回踏ませた。」のうち、H警部補が原告の左右の足首を両手で軽く持ち上げて、A4の用紙3枚のうちの1枚においたことは認め、その余は否認する。

当該行為は1回だけであり、原告が足に力を入れて抵抗することもなく、嫌がるのを強いて足を置いたものではない。(中略) H警部補の行為は、原告に真摯に反省を促し、事実を正直に話してほしいとの熱心さから出たものである。*12

^{*12} 鹿児島踏み字事件の国家損害賠償訴訟(鹿児島地裁平成 16 年(ワ)第 263 号において、被告鹿児島県から提出された平成 16 年 6 月 30 日付第一準備書面 11 頁。

一読して、異様な情景であることがお分かりいただけると思います。警察官が、「原告」を侮辱する書面をわざわざ書いて、その足下に置いたというのです。それだけではありません。警察官が、原告の足を持ち上げて、その書面を踏ませたというのです。

お分かりだと思いますが、これはある刑事事件の取調べの場面です。鹿児島で、多くの人が被疑者として検挙された公職選挙法違反事件において、鹿児島県警が否認する被疑者に自白を迫った場面なのです。「踏み絵」ならぬ「踏み字」をさせたのです。私たちは、「鹿児島踏み字事件」と呼んでいます。このような屈辱的な取調べに対して、後に国家賠償訴訟が提起されました。引用したのは、被告鹿児島県からその訴訟に提出された準備書面の一部です。原告が主張する「踏み字」取調べは、あまりに特異で、実際に経験した人にしか語れない内容だったからでしょう。被告も、その事実を認めざるを得なかったのです(但し、原告によれば、被告が認めるよりも、もっとひどい取調べが行われていたといいます)。

この「踏み字」は、あまりに屈辱的で、精神的な拷問というほかありません。しかし、このような取調べは、何年も昔に行われたというわけではありません。2003 年の取調べで行われたのです。21 世紀にもなって、このような取調べが行われていることに驚かざるを得ませんが、警察側は、このような取調べを「真摯に反省を促し、事実を正直に話してほしいとの熱心さから出た」などと、正当化しようとしているのです。

ケース4 あるけん銃殺人事件

いくつか自白の強要を見てきました。少し違った角度から、密室の弊害を見てみましょう。以下は、1999年に、ある都市で実際に起こったけん銃による殺人事件の被告人の調書からの引用です。

私が、うつ向きながらこの様な事をあれこれと考えていた時です。ブロック壁に腰掛けている私の左肩後方のあたりで誰か女の声が聞こえたのです。身体を左にひねり、その声のする方を見ると、若い男女が歩いて車の方に向かっており、すぐに

AとBだ。

という事がわかりました。

私は、うつ向いてあれこれ考え込んでいるすきにふたりがマンションから出てくるのを見落としていたのです。 それでAとBの姿を見たとたん 出てきた、どうしよう、どうしよう。

と思ってしまったのです。

それまでは共犯者甲から、AやBを殺すことを命令され、自分でも当然そのつもりでしたが、いざ自分が殺す相手の姿を目のあたりにすると自分が今からしようとしている

人を撃ち殺す

という事が怖く思えてきたのです。 そして、

> 俺は今から、大変なことをしようとしている。こんなことを母や妻が 知ったらどんなに悲しむだろう。

等と考えると急にブルブルと身体が小刻みに震えだしたのです。

しかし、いくら待っても当然甲が、私のところに来てくれるはずはありませんでした。

それで私は車を降りる際、私に対し「そばにいるやつも一緒に殺してしまえ」などと言った時の甲の顔付きを思い出し

確かにAやBには俺自身、何の恨みもない。しかし、このまま俺が怖じ気づいて、AやBを撃ち殺すことが出来なければ、後でどうなるかわからない。

という甲に対する得体の知れない恐怖心で胸が一杯になったのです。

あのときの甲の顔付きは、私が今まで一度も見たことのない様な怖い顔付きであり、私がもしA達を殺さずにこの場から逃げ出したりした場合、後から甲が私に対してどの様な事をするのかという事がまったく予想が出来ず、その不気味さが怖さへと変わりふくれ上がっていったのです。

それであれこれ考えた結果この気持ちから逃れるには、

やっぱり俺がAとBをここで殺すしかない。

と思ったのです。そこで私は

甲さんも車で待っていてくれる。あの人には今までいるいると世話になっていた。あの人の気持ちを裏切る訳にはいかん。

俺がここでA達を撃ち殺してしまえば、今まで以上に大事にしてくれるにちがいない。人を二人も殺させるのだからそれ相当の報酬がもらえるにちがいない。

などと考え、AとBを撃ち殺す決意をしたのです。

まるで小説を読むようです。被告人がけん銃による殺人を決意 するまでの心理が、生々しく「語られて」います。非常に「詳細 な」物語です。

しかし、この調書は、本当に被告人が供述した内容なのでしょうか。ちょっと不自然ではないでしょうか。実はこの調書は、被害者が、被告人の目の前に現れて、被告人が引き金を引くまでの、わずか数秒の場面を描写したことなのです。

この場面について、被告人は、公判廷では、「被害者(AとB)

の姿を見て、思わず飛び出してけん銃を撃ってしまった。頭の中が真っ白だった。この調書は、取調官がどんどん作文してしまったもので、自分が供述したものではない」と述べました。被告人が公判で述べることは説得力がありそうです。

この事件のように、実際の刑事裁判では、取調官によって、作 文されてしまった、という訴えが非常に多いのです。

検察官が、まともに取調べもせずに、被害者の調書をワープロで流用して、被告人の調書を作ってしまったという例も報告されています。*13

このような作文は、可視化されていない密室だからこそできる のです。

2 可視化反対論は、密室の弊害を無視しています

以上述べてきたことから明らかなように、密室の取調べにはたく さんの弊害があります。

暴行、脅迫、利益誘導などの自白強要、そして作文です。

裁判の長期化も深刻な問題です。取調室が密室である限り、密室でとられた調書が、正確なものであるかどうかの水掛け論が避けられません。実際に、日本の刑事裁判では、そのような議論が延々となされることが良くあります。2003 年 3 月に判決が言い渡されたリクルート事件*14 では、審理に 322 回もの公判が開かれ、13 年以上の時間がかかりましたが、その審理の多くは、密室で取り調べられた調書が正確かどうかをめぐる争いだったのです。

取調室が密室である限り、このような弊害は、絶対になくならないのです。可視化反対論は、この弊害について、無視していると言

^{*13} 大阪地裁平成 13 年 6 月 29 日判決(判例集未掲載)。秋田真志「検察官による警察官調書の引写し問題 - 浮かび上がったワープロ調書の弊害」季刊刑事弁護 29 号 77 頁・現代人文社(2002 年)

^{*14} 東京地裁平成 15 年 3 月 4 日判決・判例タイムズ 1128 号 92 頁。この判決を受けて、日弁連本林徹会長(当時)は、判決当日に「この問題を克服するためには、根本的には、伝聞証拠の排除を徹底するべく、同法(刑事訴訟法)321 条 1 項 2 号後段と 322 条 1 項を改正し、調書の証拠能力を厳しく制限する必要があり、また、取調べの全過程を録画または録音するなどして可視化し、客観的に検証できるようにすることが必要である」として、「政府に対して、司法制度改革の重要な項目の一つとして、調書の証拠能力を厳しく制限するとともに、取調べの全過程の可視化のために、刑事手続の抜本的改革に取り組むことを求める」との声明を発表しました。

わざるを得ません。

私たちは、これが取調べの可視化反対論の第一の誤りであると考えています。

3 信頼関係構築論・反省悔悟論の誤り

取調べでは、被疑者と信頼関係を構築し、反省・悔悟させなければならないから、録画・録音はすべきではないという意見について、考えてみましょう。

(1)本当に「信頼関係」と言えるのでしょうか

まず、いくら信頼関係を構築し、反省・悔悟させて自白させなければならないと言われても、それが密室である以上、本当に信頼関係や反省悔悟によって自白したのかどうかは、わかりません。怒鳴られて自白させられたかもしれません。もしかしたら暴行がなされたかもしれません。取調官が、被疑者をだましているかもしれません(偽計による取調べと呼んでいます)。利益誘導なのかもしれません。

そもそも、信頼関係を構築して得られたはずの自白がなぜ争われるのでしょうか。実際には、私たちは、現在の取調べでも、信頼関係や反省・悔悟とは名ばかりの自白強要が繰り返されていると考えています。松本サリン事件(ケース1)で、河野さんに対する取調べは、信頼関係を構築するようなものだったでしょうか。虚偽自白をしてしまった宇和島事件(ケース2)の取調べはどうだったでしょうか。鹿児島踏み字事件(ケース3)はどうだったでしょうか。

少なくとも、密室である以上、このような疑いは、いつまでもついて回るのです。そもそも、刑事裁判の証拠は、人の一生を左右するものです。それが、どのように話されたものなのかを、後から検証できるようにすべきなのは、当然のことでしょう。そのためには、録画・録音をすればよいのです。

(2)正々堂々と信頼関係を構築すればよいはずです

可視化反対論は、密室でなければ、信頼関係を作ったり、反省・ 悔悟させることはできないかのように主張します。しかし、そうな のでしょうか。本当に信頼関係を構築して、反省・悔悟させて、自 白をさせたと自信を持って言えるのであれば、その過程を正々堂々 と、明らかにしたらよいはずです*15。

密室のひそひそ話でなければ、信頼関係が作れない、というのは おかしな話です。また、密室でなければ、被疑者を説得できないと いうのは、情けない話ではないでしょうか。しかも、そのひそひそ 話を刑事裁判の証拠にしようと言うのですから、さらにおかしな話 だと言わなければなりません。

ちなみに、後にも触れますが、1980年代に取調べの全過程を録音するようになったイギリスでは、録音が始まってから、警察官たちの取調べ技術が、非常に進歩したと言われています*16。日本の取調官も、密室に頼るのではなく、イギリスを見習い、可視化された中で、正々堂々と供述を得るための技術こそを磨くべきでしょう。

(3)「信頼関係」は虚偽自白を生んでしまいます

信頼関係構築論や反省・悔悟論には、実は、もっと深刻な問題があります。

これらの議論は、取調官と被疑者の間に「信頼関係」が構築できれば、真実が語られるはずだということを当然の前提にしています。 しかし、「信頼関係」によって、本当に真実が語られるのでしょうか。

実は、そうとは言えないのです。虚偽自白をしてしまった宇和島 事件(ケース2)の取調べはどのようなものだったでしょうか。警 察官は、被疑者を犯人だと決めつけた上で、あの手この手を使って、

*15 松尾邦弘検事総長の前掲インタビューは、「反省、悔悟となっていくというプロセスは、衆人環視のオープンな形の中では、なかなか実現しない」と主張し、本江威喜・前掲「取調べの録音・録画記録制度について」7 頁も、録画・録音を「いきなり多数の者の前で」自白を求めることであるかのように主張します。しかし、取調べの録画・録音は、「衆人環視」にすることでも「いきなり多数の者の前」に連れ出すことでもありませんから、その主張には明らかに論理の飛躍があります。また、録画・録音をしたら「反省・悔悟」できなくなるという証拠はどこにもありません。むしろ、正々堂々とフェアーに取調べをしてこそ、真の反省が生まれるとも言えるでしょう。この点につき、2003 年 3 月 28 日に開催された第 8 回国選弁護シンポジウム・プレシンポジウムにおける高野嘉雄発言・日本弁護士連合会外『第 8 回国選弁護シンポジウム基調報告書・国費による弁護制度を担う』236 頁(2003 年)参照。

*16 後述するとおり、イギリスでは、PEACE Model という取調べ技術を開発し、1992 年から、訓練を開始しています。このモデル開発には、実務家、法学者だけでなく、科学者・心理学者などが協力しました。National Crime Fuculty(NCF) "Practical Guide to Investigating Interviewing 2000" (2000 年)

被疑者を説得しています。「証拠があるんやけん、早く白状したらどうなんや。実家の方に捜しに行かんといけんようになるけん迷惑がかかるぞ。会社とか従業員のみんなにも迷惑が掛かるけん早よ認めた方がええぞ。長くなるとだんだん罪が重くなるぞ」という言い方です。被疑者は、このような警察官の取調べに、「誰も自分の言うことは信じてくれない」と号泣し、自白に転じたのです。冤罪であることが明らかになった後に、この取調べを見れば、被疑者の号泣が、「絶望」によるものであることはよく分かります。

しかし、これを取調べ当時の取調官の立場から考えてみるとどうなるでしょうか。取調官は、嘘の否認を続けている被告人に対し、「信頼関係」を構築するような情理を尽くした説得を続けただけだと考えていたでしょう。その結果、取調官の目には、被疑者が自分の説得に負けて、真実の自白をしたのだと映ったのではないでしょうか。被疑者が号泣したのも、被疑者が、「反省・悔悟」した結果だと思えたでしょう。

また、鹿児島踏み字事件(ケース3)の取調べについて、警察側は、「原告に真摯に反省を促し、事実を正直に話してほしいとの熱心さから出たもの」だと弁解しています。取調官からすれば、「踏み字」さえも、「信頼関係」を構築し、「反省・悔悟」させるための一方法だったというのです。

つまり、取調官が、「信頼関係」といい、あるいは「反省・悔悟」と呼んでいるのは、取調官の思い込み、決めつけに、被疑者が屈してしまった状況を指しているにすぎないのです。取調官は、被疑者に、罪を認めさせること、しかも少しでも重い罪を認めさせること、しかも少しでも重い罪を認めさせること、これが、自実であるかどうかが二の次になっな考え方は誤りです。それが、真実であるかどうかが二の次になってしまうのです(上記4つのケースの取調官は、皆そのような思考に陥っていたと思われます)*17。そのような取調官に、被疑者が屈してしまうとどうなるでしょうか。お分かりいただけると思います。そのような被疑者は、決して真実を自白しているとは限らないのです。

^{*17} 取調官は、「頑強に否認する被疑者に対し、『もしかすると白ではないか』との疑念をもって取り調べてはならない」と教えられています。増井清彦『犯罪捜査一〇一問』立花書房(2000年)。そこでは、真実かどうかより、自らの「確信」=「思い込み」を重視していることがよく分かります。このような取調べの問題性について、浜田寿美男『自白の心理学』63頁・岩波新書(2001年)。

実は、密室の取調室の中で、圧倒的な権力者である取調官に対しては、無実の人でも、権力に迎合してしまい、時として簡単に虚偽の自白をしてしまう危険性があるのです。これは、世界中の心理学の研究の中で、繰り返し指摘されてきたことです*18。

ですから、「信頼関係」や「反省・悔悟」を強調し、密室取調べ を続けることは、真実を明らかにするどころか、かえって虚偽自白 を生み、危険だとすら言えるのです。

取調べの可視化に反対する議論は、心理学的にみても誤った、非 科学的な主張であると言わなければなりません。

4 「精密司法」論の誤り

取調べの可視化に反対する議論の中で、日本では、精密に事実を明らかにしなければならないから、取調べを録画・録音をするわけにはいかないという主張について、考えてみましょう。

(1)「精密司法」は可視化を否定しません

まず、この「精密司法」論は、取調べを録画・録音したら、精密な取調べができない、ということを前提にしています。しかし、どうして、録画・録音をしていたら精密な取調べはできないのでしょうか。録画・録音をしていても、いくらでも詳細に事実を確認することは可能です。録画・録音をしていることと、詳細な取調べをすることとは、関係がないのです。むしろ、録画・録音しておいた方が、正確に記録がとれるのですから、詳細な取調べをするのに適しているとさえ言えるのではないでしょうか。

(2)「精密司法」そのものが間違っています

しかし、実は、「精密司法」論の問題点は、もっと根本的なところにあります。本当に、日本の刑事司法は、「精密」な司法と言えるのかという問題です。ケース4の供述調書を思い出してみてください。確かに、あの供述調書は、詳細でした。殺人の動機を余すと

^{*18} この点を明快に指摘するものとして、浜田寿美男「捜査官と被疑者との『信頼関係』から生まれるえん罪」日弁連取調べの可視化実現委員会編『世界の潮流になった取調べ可視化』8頁・現代人文社(2004年)。なお、海外での研究で翻訳されているものとして、ギスリー・グッドジョンソン著/庭山英雄外訳『取調べ・自白・証言の心理学』酒井書店(1994年)、R・ミルン/R・ブル著 原聰編訳『取調べの心理学』北大路書房(2003年)など。日本の研究として、渡部保夫「自白の信用性の判断基準と注意則」『無罪の発見』3頁・勁草書房(1991年)、浜田寿美男『自白の研究 取調べる者と取調べられる者の心的構図』三一書房(1992年)、前掲『自白の心理学』など。

ころなく説明しているかのようです。しかし、あのように詳細だから、その内容は真実だったと言えるでしょうか。「精密機械」という言葉でイメージされるような正確さをもった記載だといえるのでしょうか。決して、そうではありません。あのような調書は、取調官によって、精密に「作文」されているにすぎないのです。

わが国の刑事裁判は、「調書裁判」であると言われています。日本の裁判では、多くの供述調書が、提出されます。そのほとんどが、微にいり細をうがって詳細に犯行のすべてを説明したかのような一人称独白型物語調書です。そして、困ったことに、日本の裁判官は、公判での証言や供述より、詳細に書かれた調書を信用しがちなのです。

ちなみに、このような物語式作文調書がいつごろ始まったかは明らかではありませんが、1859 年に安政の大獄で刑死した吉田松陰が遺言書として書き残した「留魂録」に、口書(くちがき)という作文型の供述調書をとられたことが記載されています。その中で、吉田松陰は、「吾が心にも非ざる迂腐(うふ=愚にもつかないこと)の論を書付けて口書とす。吾れ言ひて益なきを知る。故に敢へて云わず。不満の甚だしきなり」と述べています*19。吉田松陰も、心にもない「調書」を作文されてしまったようです。150 年も前の江戸時代に起こっていたことが、現在の取調べでも起こっているわけです。調書裁判は、わが国の裁判の悪しき伝統として根付いてしまっているのです。

そのような刑事裁判に慣れきってしまった日本の警察官や検察官たちは、「精密」に記載した調書を作文してしまえば、それで真実が明らかになったかのような錯覚をしています。そして、「精密」な「作文」を、真相の解明であるかのように主張しているのです。

もし取調べの可視化がなされれば、そのような調書は、取調官の「作文」にすぎないことが、直ちに明らかになります。その意味で、取調べの可視化をしたら、「真相の解明ができなくなる」と言って、取調官たちが必死に抵抗することも、よく理解できます。

しかし、そのような考えは、明らかな誤りです。「精密司法」は、 決して「真実司法」ではありません。あえて言えば、「精密司法」 =「作文司法」にすぎないのです。

「調書」=「密室で書かれた作文」によって、裁判をするというのは、どう考えても不合理です。生の供述を明らかにした上で、真

^{*19} 古川薫訳『吉田松陰留魂録』5 頁・徳間書店(1999年)

実が何かを探求することこそが、刑事裁判の正しい姿のはずです。 取調官たちが、いかに抵抗しようとも、江戸時代から続く悪しき伝統である「調書裁判」、そして「精密司法」の亡霊は打破されなければなりません。取調べの録画・録音が、その特効薬であることはいうまでもありません。

(3)主観面の立証と取調べの可視化

なお、この「精密司法」論に関連して、日本の刑事法は、諸外国の刑事法とは違うという議論があります。日本では、故意や動機など、主観面の立証を厳密にしなければならないから、可視化すべきでないというのです。例えば、先に引用した現職検察官の論文では、

我が国の実体法や手続法の構造上、検察官が厳格な立証をしなければならない対象は、犯人性のほか、行為態様等の構成要件の客観面だけでなく、犯意、犯行の目的、共犯者との共謀等の主観的要素にも及ぶ……が、これの事項を解明するためには取調べ、特に被疑者の取調べは必要不可欠である。*20

とされている点です。このような議論を前提に、取調べの可視化の ためには、故意の立証がなくても犯罪として処罰できるよう、刑法 などを改正しなければならないという意見も出されています。

しかし、この議論も誤りです。

まず第一に、この議論は、可視化することによって、真相解明ができなくなるということを前提にしています。その前提そのものが誤っていることは、すでに触れてきたとおりです。この点については、後にも、別の観点から述べることにします。

第二に、この議論は、その前提として、日本だけが特殊な刑事法をもっているかのような主張をしますが、これも誤りです。アメリカやイギリスでも、検察官は故意を立証しなければなりません。むしろ、アメリカでは、故意の内容が、「謀殺」「故殺」などと細かく分かれているのですから、きめ細かな立証を要求されていると言うことも可能です。また、後に触れますが、日本と同じような刑事法をもつ台湾や韓国などでも、取調べの可視化が進んでいます。日本の検察官だけが特殊であるなどという弁解は、通用しません。

第三に、この議論は、主観面の立証の問題と取調べのあり方を全 く混同しています。反対論者は、主観面の立証を、自白を取ること

^{*20} 山上圭子・前掲「英国における取調べの録音制度について」77 頁

だと考えているのでしょうか。さらに言えば、「密室で」自白を取ることだ、と考えているのでしょうか。

自白を取ることと、主観面を立証することは、別問題です。自白がなくても、他の証拠によって、主観面を立証することは可能であり、むしろそうすべきです。そもそも、憲法や刑事訴訟法は、被疑者に黙秘権を保障しているのですから、自白に頼らない立証が求められているのです。また、仮に自白があっても、それが虚偽であることはいくらでもあります。

問題は、その人の真の供述がどのようなものであったか、その供述がどのようにして採取されたのか、ということです。どうしても自白を取りたいのであれば、すでに述べましたように、可視化された中で、公明正大に、正々堂々と取ればよいのです。それでもなお、彼らが密室にこだわるのは、否認している被疑者から、密室を利用して、無理にでも自白を取りたい、と言っているのと同じでしょう。あるいは、ケース4のように、密室で、被疑者の主観を自由に作文できることを期待しているのかもしれません。しかし、そのような自白強要・作文が許されないことは、言うまでもありません。

なお、念のために付け加えておけば、取調べの可視化をしたとしても、それが自白を引き出す妨げにならないことは諸外国の経験から明らかです*21。

検察官が主観面を立証しなければならないことは、取調べの可視 化に反対する理由になりえないのです。

5 供述人保護論の誤り

可視化反対論の3つ目は、可視化すると、組織犯罪などで、供述はするけれども調書記載を拒んだり、調書作成の時期を遅らせることを希望したりする者から供述が得られなくなり、組織犯罪などの捜査にとって可視化は致命的だという主張でした。この主張について、考えてみましょう。

(1)ほとんどのケースにあてはまりません

^{*21} 後述の取調べ可視化を実現している各国の経験を参照。またアメリカ・イリノイ州に設置されたライアン委員会(後述)のサリバン委員長の調査によれば、取調べの録画・録音を実施している全米 38 州 238 警察署における調査の結果として、録画・録音は、被疑者の協力や自白を引き出す妨げにはならないと結論づけています。Thomas P. Sullivan "Police Expriences with Recording Custodial Interrogations" Northwestern University School of Law, Center on Wrongful Convictions (2004)

まず初めに、根本的でごく簡単な間違いから指摘しましょう。 供述人保護論は、いかなる理屈をつけようと、供述人が「取調べ 状況を録画・録音して欲しい」と要求している場合に、可視化し ない理由とはなりえません。この一事だけからでも、「供述人保 護論」と名付けた可視化反対論は、説得力を持たないことが分か るはずです。

また供述人保護論は、「組織犯罪」では、供述調書への録取を 拒む被疑者がいるということを強調します。しかし、実際に組織 犯罪などの弁護をしていると、組織の上位者について、決定的に 不利益なことが書かれている供述調書などを目にすることは、い くらでもあります。それらの調書はどうしてできたのでしょうか。 はじめから調書作成を拒んだりしなかったのかもしれません。 あるいは、供述人保護論が懸念するように、「供述はするけれど も調書を作成されるのは嫌だ」と言われたものの、説得が功を奏 したのかもしれません。それとも暴行を加えて無理矢理供述調書 を作成したのでしょうか。

まさか供述人保護論も、可視化されたら、暴行を加えることができなくなるので困るとは言わないでしょう。少なくとも、説得によって調書作成まで漕ぎつけていることになるはずです。つまり、調書作成を拒まれたら、直ちにお手上げだという訳ではないのです。このことは、組織犯罪でも数多くの調書が作成されている実例によって示されているのです。

ここで議論を整理してみましょう。供述人保護論は、取調べ対象者のうち「可視化をせよ」と主張する被疑者を自説の根拠とすることはできません。組織犯罪の関係者であっても、説得により調書にすることを承諾する被疑者は、自説の根拠とすることはできません。また、もともと組織のことを供述しない人も自説の根拠とすることはできません。

結局、供述人保護論の根拠となりうるのは、供述はするけれども、(自分が供述したことが分かる)記録をしないでくれ、という被疑者だけです。しかし、供述はするけれども、記録に応じないといったケースがどれだけあるのでしょうか。そもそも、取調室が密室である以上、そのようなケースが本当にあるのかどうかすら分かりません。

こうしてみると、供述人保護論は、あるかどうかもわからない、 極めて限られたケースのみを取り上げて、取調べの可視化全てに 反対しようとするものであることが、分かります。

(2)供述人の保護の本筋をこそ考えるべきです

供述人が報復を恐れて供述しづらく、その記録を拒むことがあるとします。そして、それが捜査の支障になることがあるとしましょう。しかし、そのような場合、果たして取調べを秘密と闇のベールに包むことが正しい対策なのでしょうか。

そうではなく、正面から供述人をどのように保護するのか、と考えるべきです。諸外国ではさまざまな証人保護プログラムが考えられ、施行されています。保護されることによって、その証人は、法廷で証言をすることが求められるのです。その供述が闇に葬られる訳ではありません。

ところが、わが国の供述人保護論は、供述人の保護の方策それ 自体を論じるのではなく、その供述を隠してしまうことばかりを 主張しています。実際には、供述人のことなど二の次で、いかに 捜査を都合よくやりやすくするかしか、考えていないのではない でしょうか。少なくとも、その論理が、本末転倒であることは明 らかでしょう。

(3) 真実を覆い隠すことにほかなりません

つぎに指摘するのも根本的なことです。供述人保護論は、「保護される人の供述」によって、「罪に問われる人」のことを全く考慮の外においています。

そもそも、供述人保護論によると、その供述は、「保護される人」とは別の、その供述によって、「罪に問われる人」にとってこそ、意味があることになります。にもかかわらず、供述人保護論は、罪に問われる人が、自分が罪に問われることになった根拠が一体何なのかを知ることができないようにしようというのです。はっきり言って、ごまかそうというのです。これでは、「供述人保護」という名の下に、「真実を覆い隠す」捜査を正当化しようとしていることにしかなりません。

(4)適正な捜査にも反します

供述人保護論は、供述人の保護を口実に、密室での供述をすべて記録せず、取捨選択して、その一部だけを調書にすることを正当化しようとするものです*22。ここからさらに、 つぎのような重大な問題が生じます。

^{*22} 本江威喜・前掲「取調べの録音・録画記録制度について」7 頁は、録音記録制度の導入論を批判するにあたり、「公判に顕出されることが予定されているのは、取調べにおける被疑者の言動すべてではなく、被疑者が供述調書に録取されることを了解した供述のみに過ぎない」と主張しています。

かりに取調べ中の被疑者の中に、「自分が供述したことが分からないようにして欲しい」あるいは「もっと後から供述したことにしてほしい」と希望した人がいたとしましょう。取調官は、このような要望に応じるべきなのでしょうか。違うはずです。

捜査は適正でなければなりません。捜査は場合によれば、国民の権利を強制的に制限することもできるのですから、その権限の行使は常に適正なものでなくてはなりません。捜査官の都合で恣意的に運用されてはならないのです。犯罪捜査規範もそのような観点から、捜査機関が守るべきルールをいろいろと定めています。

例えば、犯罪捜査規範は、「公正誠実に捜査権限を行使しなければならない」(2条2項)とし、「取調べを行ったときは、特に必要がないと認められる場合を除き、被疑者供述調書又は参考人供述調書を作成しなければならない」(177条)としています。ですから、取調官としては、たとえ被疑者から、供述の一部をなかったことにしてくれ、と頼まれたとしても、そのようなことはできない、と説明すべきなのです。

そうだとすれば、捜査の適正という観点からも、密室での供述 を、ありのままに記録せず、適当に取捨選択したり、隠したりす ることは、許されないはずなのです。

(5)「密室における秘密」を保護する理由はありません さらに、次のような根本的な問題があります。

供述人保護論は、保護すべき供述人の供述が真実であることを前提にしないと意味がありません。供述人保護を唱える人でも、供述人が「自分が言ったことを秘密にしておいてくれ」と言って供述したことが、ずいぶん不正確な話だったり、とんでもない嘘である場合に、その供述が維持され続けなければならないとは考えないはずです。いわんや、その供述人が他の人を陥れようとして虚偽のことをいう場合に、供述人を保護し、その供述を維持させ続けなければならない理由などはどこにも存在しません。

ところが、供述人保護論が保護しようする供述人が真実を語っているという保障はないのです。組織の者を陥れようとして、虚偽を供述する者もいくらでもいます。これまでの裁判例が、共犯者の供述がいかに危険かを教えてくれています。その供述は、それがどのようにして語られたか、当然チェックされなければならないのです。

本来、ある人の供述が正しいかどうかを検証するのが裁判なのです。その検証を不可能にしたり、困難にしようとするのは、刑事裁判の目指す方向とは正反対のものといわなければなりませ

h.

すでに述べましたとおり、そもそも、供述人が記録しないでくれ、と主張する状況がどれだけあるのか自体が疑問ですが、仮にそのような状況があるとしても、それはまさしく「『供述人』の保護」そのものを実現することによって解決すべき問題です。けっして、「『密室における秘密』の保護」によって解決されるような問題ではないのです。

6 真相解明のためにこそ取調べの可視化が必要です

可視化反対論は、取調べを可視化すれば、真相解明が困難になると主張しています。そうなのでしょうか。彼らの言うように、本当に、取調べの可視化によって真相を明らかにできなくなるのでしょうか。

いいえ、むしろ逆だというべきです。密室における取調べは、決して真相を解明するものとは言えません。密室では、取調べの真実が隠されてしまいます。密室である限り、供述がなされた経過はもとより、調書に書かれたとおりの「供述」が、実際になされたのかどうかすら、分からないのです。そのような密室で作られた調書によって、どうして真相を解明できるのでしょうか。いくら密室取調べで、真相を明らかにしたと強弁されても、それを額面どおりに受け止めることができるはずもありません。密室によって、かえって、事件の真相が、歪められているかもしれないのです。

問題はそれだけではありません。供述がなされた経過について、事後においても客観的に検証できないのです。その「供述」が実際になされたのかどうかの直接の確認方法が何もないのです。ですから、検証できない密室取調べの結果、裁判では、調書の内容が真実かどうかについて、延々と水掛け論が続いてしまうことになります。このような無駄が、どうして許されるでしょうか。特に、2009年までに実施される予定の裁判員裁判では、密室で何が言われたかについて、時間をかけて審理することなどできません。端的に、取調室を録画・録音して、真実をありのままに残せばよいだけのはずです。

取調べの可視化によって、取調べの真実を明らかにすべきです。 そうすることこそが、事案の真相を明らかにすることにもつながる と言うべきでしょう。

第4 取調べの可視化が世界の潮流です

海外では取調べの可視化はどのようになっているのでしょうか。

1 欧米での取調べの可視化

まず、欧米での取調べの可視化を見てみましょう。

イギリス

取調べの可視化の先進国は、イギリスです*23。イギリスでは、 1960年代から、取調べ録音の提唱がなされていましたが、警察 の反対でなかなか実現しませんでした。しかし、冤罪事件の調査 などを通じて、録音の必要性が指摘されるようになり、政府は、 1980年初頭から、録音の試験実施に踏み切りました。すると、 録音に反対していた警察側から、録音に積極的な意見が多く出さ れるようになりました。録音をしても、自白を引き出すことは妨 げられず、かえって、取調べ方法に対して、警察官が非難される ことがなくなったことなどが、その理由です。こうして、録音制 度は、取調べ実務として定着し、1992年から、テロ犯罪等一部 の例外を除いて、原則として、警察署における被疑者のすべての 取調べの全過程の録音が義務づけられるようになりました。録音 は、ダブルデッカーという取調べ録音の専用機器で、2本のテー プに同時録音されます。うち1本は改ざん防止のために封印され て保管されます。残り1本が、証拠として使われ、そのコピーは 被疑者にも渡されます。

なお、イギリスでは、拘束された被疑者は、取調べ開始前に、 無料で弁護人(ソリシター)の助言を受けることができる法的扶 助の制度があり、また、取調べにソリシターが立ち会うことも認 められています。

イギリスでは、取調べが可視化されたことにより、取調官の取調べ技術の問題点が次第に明らかにされるようになりました。このため、警察においては、PEACE Model という取調べ技法を開発

^{*23} 渡部保夫「被疑者尋問のテープ録音制度」前掲『無罪の発見』357 頁、渡辺修 ・山田直子監修/小坂井久・秋田真志編著『取調べ可視化ー密室への挑戦ーイギリ スの取調べ録音・録画に学ぶ』成文堂(2004年)

し*24、取調べにあたる警察官らに教育を始めるなど、取調べ技術が格段に進歩したのです。

2002 年 5 月からは、さらに進んで、取調べ全過程の録画の試験運用が開始されています。

オーストラリア

イギリスと制度の似ているオーストラリアでも、取調べの録画・録音が実施されています*25。オーストラリアの場合、録音がなされるようになったきっかけは、1989 年から 1991 年にかけて、自白の任意性が争われたいくつかの刑事事件において、高等法院(日本の最高裁にあたります)によって、取調べ全過程の録画・録音がなされていない自白には、原則として、証拠能力がないとする判決が出されたことでした。

録画・録音の仕方は、州によって多少の違いがありますが、シドニーがあるニューサウスウェールズ州では、取調べで ERISP*26 というシステムが整備され、原則として、取調べの全過程が、録画・録音されています。ERISP では、同時に3本のテープに録画・録音され、1本が被疑者に渡されます。

この ERISP の導入以後、警察官の取調べに対する不服や抗議が 激減し、取調べに要する時間も短縮したのです。なお、オースト ラリアでも、取調べが開始される前に、弁護人と立会なくして接 見する権利が保障され、弁護人が取調べに立会う権利も認められ ています。それでも、依然として自白はなされており、かえって、 有罪答弁が増えたというのです。このような ERISP 導入の効果は、 は、ニューサウスウェールズ州の警察をはじめ、すべての司法関 係者から高く評価されていると言います。

アメリカ

アメリカは、被疑者が取調べに弁護人の立会いを求めれば、警察は、弁護人の立会いなしで、被疑者の取調べをすることさえできません。このルールは、ミランダ・ルールと呼ばれています。

^{*24} NCF 前掲"Practical Guide to Investigating Interviewing 2000"参照。PEACE Model については、R・ミルン/R・ブル・前掲『取調べの心理学』191 頁以下が、詳しく解説しています。その実務での評価について、渡辺修外監修・前掲『取調べ可視化ー密室への挑戦』71 頁、154 頁以下。

^{*25} 日本弁護士連合会編『裁判員制度と取調べの可視化』明石書店 103 頁 (2004年)

^{*26「}Electronic Recording of Interviews with Suspected Person (被疑者取調べの電磁的記録)」の頭文字をとったものです。

このように弁護人の立会権の保障が徹底されていますから、取調 べの可視化は必要がないような気もします。

しかし、そのアメリカでも、取調べの可視化が着実に進んできているのです*27。アラスカ州では、1980年代の州最高裁判例で、身体拘束下の被疑者取調べの全過程を録音することが、州憲法の要請であると判断されました。ミネソタ州では、1994年の州最高裁の判例により、身体拘束中の取調べはすべて録音しなければならないとされました。

そして、2000年代に入り、テキサス州、ワシントン D.C.、イリノイ州*28などで、相次いで州の法律によって、取調べの可視化が義務づけられるようになりました。

また、最近の調査では、判例や法律による義務づけがなくても、 多くの都市や郡の警察署で、任意に取調べの録画・録音が実施されていると報告されています*29。

このように、アメリカでも、取調べの可視化は、急速に進められているのです。

カナダ

カナダでは、2000 年に冤罪事件であることが明らかとなった ソフォノー事件をきっかけに、調査委員会が設置されました*30。 調査委員会は、2001 年 6 月に調査を完了し、被疑者のすべての 取調べが、ビデオ録画または少なくとも録音されるべきであるこ となどを内容とする勧告をしました。そして、2001 年 11 月には、 オンタリオ州最高裁で、録画・録音のないことを理由にして、自 白の任意性を否定する判例が出されています。

^{*27} アメリカの可視化の状況については、渡辺修「被疑者取調べの録画『可視化』原理と『包括的防御権』」季刊刑事弁護 39 号 105 頁、特に 107 頁以下参照。

^{*28} イリノイ州では、死刑事件で冤罪が判明したことをきっかけに、2000 年ライアン州知事(当時)によって、死刑制度の調査委員会(ライアン委員会)が設けられ、同委員会は、2002 年に冤罪防止策として、取調べの録画・録音の義務化を勧告しました。この勧告にしたがい、2003 年に取調べの録画・録音を義務づける州法が成立しました。

^{*29} 前注で触れたライアン委員会の委員長を務めたトマス P.サリバン氏は、全米の警察署を調査し、2004 年時点で少なくとも 38 州 238 の警察署で、身体拘束下の取調べの録画・録音が実施されていることを確認しています。Thomas P. Sullivan 前掲"Police Expriences with Recording Custodial Interrogations"参照。

^{*30} 指宿信「カナダにおける取調べ可視化と目撃証言問題 - ソフォノー事件調査委員会報告によせて」季刊刑事弁護 38 号 144 頁 (2004 年)

今後、取調べの可視化が進められていくものと思われます。 イタリア

イタリアでは、1995年の刑事訴訟法改正により、身体を拘束されている被疑者の取調べは、必ずテープ録音(まれに録画)されています*31。録画・録音されていなければ、取調べで作成された調書は、公判で証拠として使用できません。拘束されていない場合は、取調べは録音されないことも多いようですが、場合により、録音や速記がなされています。

また、警察での取調べには、原則として、弁護人の立会いが必要です。検察官の取調べでは、弁護人の立会いは義務づけられていませんが、取調べの開始の 24 時間前までに、弁護人に通知されなければならず、弁護人が立会いを求めれば、立ち会わせなければならないとされています。検察官は、被疑者に私選弁護人がいない場合は、国選弁護人選任の手続を取った上で、弁護人を立ち会わせるのが通例となっており、弁護人の立会いなしに取調べが行われるのは、まずあり得ないとのことです。

フランス

フランスでは、少年の取調べにビデオ録画を義務づけています。 また、身体拘束された被疑者が、弁護人の立会いを求めることが 権利として保障されています。*32

ドイツ

ドイツでは、取調べの録画・録音はなされていませんが、これは、捜査段階の被疑者供述が、そのまま公判での証拠として使われることがないからです*33。また、ドイツでは、捜査段階の被疑者取調べに、弁護人の立会いが保障されています。

2 アジアでの取調べの可視化

以上は、欧米での取調べの可視化の状況です。このような紹介を すると、日本は欧米とは違うという言い方がよくなされます。

しかし実は、取調べの可視化がなされているのは欧米だけではあ

^{*31} 松田岳士「イタリア被疑者取調べと弁護人立会い」カウサ 5 号 74 頁(2003年)、最高裁判所事務総局刑事局監修「陪審・参審制度 イタリア編」司法協会100頁以下(2004年)、衆議院調査局法務委員会調査室「衆議院法務委員会海外派遣報告書」12頁(2004年)。

^{*32} 衆議院調査局・前掲「衆議院法務委員会海外派遣報告書」15 頁

^{*33} 日弁連編・前掲「裁判員制度と取調べの可視化」103 頁、239 頁。

りません。近くのアジアでも、取調べの可視化は進んでいるのです。 香港

香港では、1997年の中国返還の前後を通じてイギリスのコモンローと香港独自の警察マニュアル等によって刑事手続が行われています*34。

1980年代にイギリスでテープ録音が開始されたのに合わせて、 香港でも、取調べの録音が導入されることとなりました。

また中国返還に向け、法律改革委員会報告書が1992年に出され、この中でも取調べを可視化すべきことが提言されました。これを受け、独立汚職調査委員会(ICAC。わが国の特捜部のような機関です)では、1993年から可視化設備を備えた取調室が作られ、取調べのビデオ録画制度が導入されました。また、1995年ころから警察における被疑者の取調べにもビデオ録画が導入され、現在香港警察全土の警察署で録画装置の設けられた取調室があります。

ビデオ録画は全ての事件の取調べには義務づけられてはいませんが、被疑者から要求されれば警察が拒否することはありません。

ビデオ録画は、被疑者が取調室に入室したときから(取調べ開始前から)取調べの終了まで行われています。ビデオ録画装置の設けられた取調室内には三角形の机が置かれ、取調官、被疑者、弁護人が座るようになっています。香港でも、弁護人に取調への立会いが認められており、弁護人は被疑者に助言を与えることができます。また、取調室内には広角ミラーが設けられ、これを通して取調室内の様子は全てビデオ録画がされており、取調室には死角はないように工夫されています。録画テープは3本同時には死角はないように工夫されています。録画テープは3本同時に録画され、うち1本はマスターテープとして取調べ終了後に被疑者のサインを得た後封印され、1本は被疑者に交付されます。

捜査機関も取調べの可視化、つまり弁護人の立会いやビデオ録画によって、取調べ過程の不正がなくなり、自白の任意性の確保に大きく寄与すると同時に、裁判時間が短縮されたとして、「非常に公正で真実性を保持する制度」であると、高い評価をしています。弁護人の立会いや録画なしの取調べによって得られた供述は、裁判において使うことが困難になると考えているのです。

台湾

台湾の刑法は、日本の刑法と大変よく似ています。その台湾で

^{*34} 日弁連は、2004 年 9 月、調査団を香港に派遣し、香港における取調べの可視化の実情を視察しました。本文の説明は、この調査を基にしています。

も取調べの録画・録音が実現しています*35。

台湾では、1970年代に既に捜査当局内部から、取調べ過程を録画・録音することによって公判での被告人による自白の任意性の争いを減少させることが提案されていました。そして、1970年代に検察内部で、「検察官は、重大事件について必要と認める場合には、職権で捜査手続きの全部または一部を録音させることができる。当事者は取調べが行なわれる前に、検察官に対して録音機の使用を申し立てることができる」という内部訓令が出され、取調べの録音が開始されました。その後 1970 年代後半から、警察でも録音が行われるようになりました。

1990 年 4 月には、取調べを録音すべき事件の範囲が「すべての刑事事件」に拡大され、さらに録音の実効性を担保するため、取調べの全過程を録音することなどの録音方法を明確化するとともに、重大な事件やその他の事件については、検察官が必要があると認めた場合に、全部または一部をビデオ撮影することを定めました。

このように台湾では、捜査当局の側が、取調べ過程の録画・録音に積極的だったのです。ただ、実際には内部訓令に違反して、録音する事件を選別したり、捜査機関が重要と判断した部分だけを部分的に録音する事態がしばしば起こったようです。そのため1998年1月、議員立法によって刑訴法が改正され、取調べ全過程の録画・録音制度が法制化されるに至りました。

日本の捜査官は、録画・録音をしたら、真実が明らかにできなくなるとして、取調べの可視化に反対します。しかし、台湾では、録画・録音制度を導入する際に、予算や手間の点からの反対はありましたが、そのような反対論は聞かれなかったと言います。取調べの真実を明らかにするために、録画・録音は導入されたのです。

また、台湾では、1982年には被疑者取調べに弁護人の立会いが認められ、2000年には、取調べに立ち会った弁護人の意見陳

^{*35} 日弁連は、2004 年 1 月、調査団を台湾に派遣し、台湾における取調べの可視化の実情を視察しました。その経過等については、財前昌和「台湾における可視化の実情」季刊刑事弁護 39 号 87 頁(2004 年)、日弁連編・前掲「裁判員制度と取調べの可視化」245 頁。また台湾の可視化の実情について、陳運財「台湾における取調べ可視化の現状」日弁連取調べの可視化実現委員会編・前掲『世界の潮流になった取調べ可視化』34頁。

述権も明文化されています。

韓国

お隣の韓国でも、取調べの可視化は進められています*36。韓国の刑法も、台湾の刑法と同様、日本の刑法と非常によく似ています。

韓国では、警察の捜査段階では、取調べの可視化が義務づけられているわけではありませんが、取調べは原則として、監視カメラのついた大部屋で行われます。小部屋で取調べがなされる場合も、監視カメラで、その状況はチェックされています。また、被疑者が弁護人の立ち会いを求めたら、令状請求等の緊急の必要がある場合を除き、弁護人が到着するまで、取調べはなされません。被疑者取調べは一問一答方式でなされ、調書もそれに応じて取調官の質問とそれに対する被疑者の回答という形で記載されています。

検察官の取調べについては、韓国大法院(日本の最高裁にあたります)が、いわゆる「ソン事件」決定*37 で、捜査に特段の支障がないにもかかわらず、拘束中の被疑者に対する取調べの際、弁護人の参与(立会い)を認めないのは、自由な接見交通権を保障する憲法に違反するとの判断を示しました。これにより、検察での取調べにも、原則として弁護人の立会いが保障されることになりました。これは、なったのです。また、2004 年 5 月から、検察庁において、取調べの録画・録音が試験的に実施されることになりました。これは、韓国大検察庁(最高検察庁)が、イギリス、香港、カナダ、オーストラリアなど世界各地の取調べの可視化状況を視察研究した結果、取調べの可視化(録画・録音)は世界的な潮流であって、最早不可避と考えたためだと言うことでした。

このように欧米、アジアを問わず、世界各地で取調べの可視化は、 進められています。 韓国大検察庁が言うとおり、取調べの可視化(録

*36日弁連は、2004年3月、調査団を韓国に派遣し、韓国における取調べの可視化の実情を視察しました。その経過等については、山下幸夫「韓国視察から学ぶべきこと」季刊刑事弁護39号93頁(2004年)、日弁連編・前掲『裁判員制度と取調べの可視化』240頁。また韓国の可視化の実情について、朴燦運「弁護士が見た韓国における捜査の可視化-最近の状況と論議の内容」季刊刑事弁護39号98頁、日弁連取調べの可視化実現委員会編・前掲『世界の潮流になった取調べ可視化』16頁。*37韓国大法院2003年11月11日決定。その詳細については、朴燦運・前掲「弁護士が見た韓国における捜査の可視化」102頁。

画・録音)は世界的な潮流であり、最早不可避なのです。

取調べの可視化もなく、弁護人の立会いもなく、取調室を完全な 密室にし続けているのは、日本だけと言ってもよい状態です。世界 的にも恥ずべき事態だと言うべきでしょう。

現代社会では、透明性とそれに見合った説明責任が要求されます。 そのことは、取調室も同じです。日本だけが、取調べの可視化に背 を向け続けることなど、絶対に許されないはずです。

第5 裁判員裁判実施までに取調べの可視化の実現を

1 可視化立法の動きが始まっています

日本でも、取調べの可視化の必要性は、繰り返し主張されてきました。実際に、無罪判決の中で、取調べの録音の必要性が指摘されたこともありました*38。しかし、すでに述べましたように、捜査機関からの強い抵抗があって、可視化を実務運用のなかで実現する目処は全く立たない状況が続いてきたのです。

そこで、日弁連は、この問題を立法の実現によって解決する方針を打ち出しました。2003 年 12 月には、日弁連・可視化立法案を策定しています*39。その骨子は、「被疑者の取調べに際しては、開始から終了までの全過程を録画または録音しなければならない」、「録画・録音をせずに取調べを行って作成された供述調書は証拠とすることができない」というものです。

2003 年から 2004 年にかけて、司法制度改革のための様々な法案が、国会で議論されることになりました。

このうち 2004 年第 159 回国会に提出された刑事司法改革関連法

^{*38} 浦和地判平成 2 年 10 月 12 日判例時報 1376 号 24 頁は、パキスタン人が放火犯として起訴された事件について、無罪を言い渡すにあたり、「外国人被疑者に対する取調べにおいては、近時その必要性が強調されている『捜査の可視化』の要請が特に強く、最小限度、供述調書の読み聞けと署名・指印に関する応答及び取調べの冒頭における権利告知の各状況については、これを確実に録音テープに収め、後日の紛争に備えることが不可欠である」と指摘しています。

^{*39} 日弁連の可視化運動の経緯については、小坂井久「取調べ可視化実現に向けての動きと基本的考え方」季刊刑事弁護 38 号 14 頁以下(2004 年)。

案*40の政府案では、取調べの可視化は盛り込まれませんでしたが、 政府案が確定されるに先立ち、2004年1月、自民党と公明党は、「取 調べ状況を録音録画する制度の採否を含む、捜査・公判手続のあり 方全体を見直すための検討を開始すべき」との合意をしました*41。 また民主党は、同年3月に、取調べの可視化と弁護人立会を法制化 する刑事訴訟法改正法案を国会に提出しました。

この民主党法案は、残念ながら否決されましたが、これらの法案の議論の過程で、取調べの可視化についても、多くの質疑がなされました。国会内では、取調べの可視化を求める機運が、確実に高まっているのです。そして、刑事訴訟法改正法の通過・成立に際し、取調べの可視化に関して、衆参両院で附帯決議がなされました*42。このうち、参院の法務委員会では、同年5月に、次のような決議がなされています。

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

二 政府は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会による刑事手続の在り方等に関する協議会における協議を踏まえ、<u>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律施行までの実現を視野に入れ</u>、実質的な論議が進展するよう、<u>録画又は録音による取調べ状況の可視化</u>、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について、刑事手続全体の在り方との関連にも十分に留意しつつ実質的検討を行うこと。

このような附帯決議の趣旨からしても、私たちは、是非とも、裁 判員裁判の実施までに、取調べの可視化を実現していかなければな らないと考えています。

^{*40 2004}年1月19日に招集された第159回通常国会では、刑事司法改革の重要法案として、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」「刑事訴訟法の一部を改正する法律」などの外、被疑者を含めた公的刑事弁護制度の創設などを盛り込んだ「総合法律支援法」などが審議され、成立しました。

^{*41 2004} 年 1 月 26 日「与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチーム合意」

^{*42} 衆院法務委員会では 2004 年 4 月 23 日、参院法務委員会では、2004 年 5 月 20 日 に、それぞれ取調べの可視化に関連する附帯決議がなされています。

2 裁判員裁判では取調べの可視化が不可欠です

以上みましたように、裁判員裁判の導入・実施を控え、可視化に 関する議論・運動は活性化してきています。それも当然でしょう。 以下、この点について述べておきます。

(1)自白の任意性や信用性が争われるとどうなるのでしょう

すでに述べましたように、調書の任意性・信用性が裁判で争われた場合、その法廷での審理は、まず「水掛け論」となってしまいます。直接の客観的な証拠がないままに、ああでもないこうでもないという証言・供述が続くのですから、そういうことになってしまうのは、やむを得ないというしかありません。実際、その審理には、ずいぶんの時間とエネルギーが使われています。しかし、どれほどの時間・エネルギーを費やしても、その審理は、お世辞にもわかりやすいものとはいえないのです。現に裁判官も、その判断は、とても難しいものだと言っています。

これは、あまりに不毛な審理・争いというべきではないでしょうか。本来かけなくともよいところに、ずいぶんのエネルギーと時間を使っているのです。しかも、その結果、取調べの真相が明らかになっているともいえないのが、実情なのですから、なおさら不毛感を感じることになってしまいます。

本当におかしなことです。その問題の根本は、近代的な刑事裁判手続に、前近代的なシステムが紛れ込んでしまっていることだと思われます。近代の刑事裁判手続では、「直接主義」「口頭主義」と呼ばれる大原則があります。公開の法廷で、直に証拠を調べること、証人を尋問することによって、犯罪事実の存否を見定めていこうというシステムです。過去の歴史のなかで多くの冤罪を生んだ密室裁判・暗黒裁判を防ぐための大原則です。

ところが、日本の刑事裁判で定着している「密室での取調べ」 「調書裁判」は、この大原則に完全に背いているのです。とてつ もなく前近代的なシステムといっても過言ではありません。この ような前近代的なシステムが、近代の刑事裁判に紛れ込んでしま っているのです。

このような前近代的なシステムが残存しているために、わが国の刑事裁判では、「本来、かけなくともよい」時間・エネルギーが費やされていることが、十分ご理解いただけるでしょう。考えてみれば、国家が取調べを開始したときからの経過などは、国家がその気になりさえすれば、客観的に明確にできるはずです。取調べは、いわば捜査機関の手の内で行われるのです。その状況を、直接的で客観的な証拠(ベスト・エビデンス)で、争いの余地の

ない状態にすることは、国家にとって、容易なことはいうまでも ありません。

刑事裁判は、検察官が立証しようとする犯罪が、本当にあったかどうかということを認定するために行われます。ところが、日本の裁判は、そのような犯罪の有無の認定とは別に、密室の中で一体何が話されたか、調書に記載されていることが、本当に本人が言ったことなのか、というレベルでの事実認定をしなければならなくなっているわけです。あまりにおかしなことと言わざるを得ません。

(2)裁判員裁判と可視化

こんなことは、もうやめなければなりません。裁判員裁判で、 そのような審理が許容され続けるはずもないのです。もし裁判員 裁判でも、密室をめぐる水掛け論の審理が延々と続くとしたら、 裁判員となった市民の皆さんは、どう感じられるでしょうか。お よそ耐え難く感じられることでしょう。

簡単に録画・録音できるのに、なぜ捜査官は、それをしないのでしょうか。自分たちの領域にある取調室内のことです。捜査機関の側は、ベスト・エビデンスを、いともたやすく確保できるのです。それをしないでおいて、ああでもない、こうでもないという水掛け論を続けようというのです。市民にとって、その前近代性自体、およそ理解困難というべきではないでしょうか。

裁判員裁判を具体的にイメージしたとき、取調べの可視化が必然だという認識に到達するのは当然です*43。裁判所は、これまで取調べの可視化について、一部の裁判例などをのぞいて、基本的に沈黙してきました。しかし、裁判員裁判の実施が近づくにつれ、元裁判官が可視化の必要性を唱えはじめました*44。そして、現在、少なからぬ現職の裁判官も、これを肯定するに至っています*45。

^{*43} この点に言及するものとして、後藤昭「刑事司法改革の到達点と展望」法律時報 2004年9月号 28頁(2004年)。

^{*44} 吉丸眞「裁判員制度の下における公判手続きの在り方に関する若干の問題」判例時報 1807 号 7 頁 (2003 年)、佐藤文哉「裁判員裁判にふさわしい証拠調べと合議について」判例タイムズ 1110 号 9 頁 (2003 年)。

^{*45} 松本芳希「裁判員制度の下における審理・判決の在り方」ジュリスト 1268 号 91 頁 (2004 年)、前掲『取調べの可視化で変えよう、刑事司法』18 頁以下の仲戸川隆人裁判官の発言、同 36 頁で紹介されている裁判員制度・刑事検討会における池田修裁判官発言、同 37 頁で紹介されている陶山博生裁判官のパブリックコメントなど。

あまりに当然のことというべきでしょう。

もし、取調べの可視化をしないまま、裁判員裁判の実施に踏み切ることになりますと、裁判員となった多くの市民の方々が、不 毛な争いにつきあわされることになってしまいます。そして、よ くわからないままに判断だけはしなければならないという苦痛を、 裁判員の方々に与えることになりかねないでしょう。そんなこと になれば、裁判員裁判という制度そのものが、失敗に終わってし まうかもしれません。

(3) 充実した集中審理に向けて

取調べの可視化が実現すれば、任意性の争いはまず絶滅するといってよいでしょう。イギリスのある法廷弁護士(バリスター)は「テープ録音が実施された途端に、取調べで被疑者の発言に関する議論が、突然に、全く、なくなってしまった」と言っています*46。もっとも、香港のある刑事弁護人は、録画スイッチが入るまでの問題が残るとは言っていました。それでも、任意性をめぐる争い自体が大きく減少することは確実です。

信用性の争いも調書の正確性という観点からは、ほとんど消滅すると思われます。少なくとも、その審理は、とても容易なものになることは疑いがありません。

これによって、何が実現されるかは明らかでしょう。取調べの可視化は、捜査段階で何を話したかという争いをなくし、犯罪事実をめぐる真の争点に集中した充実審理というものを可能にします。裁判員裁判にとって、まさしく可視化は必要不可欠なことがお判りいただけると思います。

第6 まとめに代えて・取調べの可視化は権利です

ここまでお読みいただいて、現在の刑事司法実務で、取調べの可視化が実現していないことを奇異に思われたのではないでしょうか。可視化は余りに当然のことだからです。私たちは、そのような可視化を請求することは、市民の権利であると考えます。

残念ながら、わが国には、取調べの可視化について、何らかの言及をした法律は存在しません。それなのに、いきなり可視化を権利だというと、突拍子もなく聞こえるかもしれません。しかし、私た

^{*46} 渡辺修外監修・前掲『取調べ可視化ー密室への挑戦』141 頁。

ちは、そのような現行法の下でも、可視化は被疑者の権利として十分に構成できると考えています*47。日弁連は 2003 年 10 月 17 日に松山市における人権擁護大会で「被疑者取調べ全過程の録画・録音による取調べの可視化を求める決議」をしましたが、その「提案理由」は「可視化請求権の権利性」について、次のように述べています。

「被疑者は、憲法 38 条1項によって黙秘権を保障されている。身体拘束下 の被疑者取調べにおいて黙秘権保障のための手続的保護措置が不可欠である ことは、憲法38条1項と同旨の憲法修正5条をもつアメリカにおいて、ミ ランダ判決(1966年)によって確認され、ディカソン判決(2000年)で憲 法上の要請であることが明示されている。手続的保護措置が不可欠との法理 は、我が国においても、何ら異なるべき理由がない。むしろ、憲法 38 条 2 項は同条1項を受けて、被疑者に供述の自由を確保するための手続的保護措 置を求める趣旨と解することができる。刑事訴訟法 319 条及び 322 条が任意 性に疑いがないことの立証責任を検察官に負わせているのも同様の趣旨と解 することができ、その証明の程度は、合理的な疑いを超えるものでなければ ならない。客観的な資料、言い換えれば、可視性を十二分にもつ資料による 立証がなされない限り、任意性を肯定できないというルールが確立されるべ きである。被疑者がこのような供述の任意性を確保する手続的保障措置とし て取調べの可視化を求めることは、本来、被疑者の権利として構成されるべ きものであり、憲法 13 条による自己情報支配権、憲法 31 条及び刑事訴訟法 1条による適正手続の保障、さらに防御の主体としての防御権そのものから も、そうした権利を導きうるものというべきである。自らの供述の自由を確 保するため、また、自ら情報を提供するにあたり、情報提供の経過及び内容 を完全に保全する措置を求めることは、国家から告発された者にとって、そ の人格上の当然の権利として構成されなければならない」

少しむずかしい表現だったかもしれません。しかし、その要点は、とてもシンプルです。自らの言葉を、自らのものとして残しておけるのは人間として当然の権利ではないかということです。国家から犯罪を犯したのではないかと告発され、追及されるような場面にあって、一個人が、そのよ

^{*47} 小坂井久「『取調可視化』論の現在(3)」大阪弁護士会刑事弁護委員会・刑弁情報 13 号 11 頁以下(1996 年)。同「刑事司法改革と可視化」法律時報 2004 年 9 月号 52 頁以下。なお、渡辺修・前掲「被疑者取調べの録画『可視化』原理と『包括的防御権』」109 頁参照。

うな要求を実現できることは、あまりに当たり前のことではないでしょうか。

すでに繰り返し述べてきましたとおり、現在、日本で未だ取調べの可視化は実現していません。しかし、可視化による透明性の確保が「より公正、より正確、より適正」な刑事司法を実現するために必要不可欠なことは、十分お判りいただけたのではないでしょうか。

取調べの可視化を実現するためには、可視化が権利であるとの認識のもと、弁護人一人一人が弁護活動のなかで可視化を求める実践をすることが必要でしょう*48。そして同時に、市民の方々の「より公正、より正確、より適正」な刑事司法を求める声が、必要不可欠なのです。

この日本で、21 世紀にふさわしい刑事司法システムを実現させなければなりません。間近に迫った裁判員裁判の実施までに、是非、取調べの可視化を実現させましょう。

^{*48} 日弁連は、被疑者が取調べ状況を詳しく記録できるように工夫した「被疑者ノート」を作成しました(付録資料参照)。日弁連は、2004 年 3 月から、この被疑者ノートを全国の単位会に配布し、その活用を呼びかけています。この被疑者ノートの取り組みについては、秋田真志・小林功武「実践の中で取調べの可視化を-被疑者ノートの試み」季刊刑事弁護 39 号 82 頁(2004 年)。

付録資料

1 政府見解全文(平成15年1月28日付総理大臣答弁書)

平成十四年十二月十三日提出質問第四八号

取調べの可視性確保、密室性排除のための「録音・録画」の導入に関する質問主意書

衆議院議員 提出者 植田至紀

取調べの可視性確保、密室性排除のための「録音・録画」の導入に関する質問主意書

わが国の捜査手続きは、「自白」重視傾向であり、そのため、自白の強要、拘留、 取調べから逃れるためのウソの供述が生じている。取調べを録音、録画することは、 被疑者にとっての最大の防御であり、自白誘導と取調べ中の「事故」、「調書の改ざ ん」の排除が可能である。記録の客観性と正確性を確保し、公正な取調べの実現を 求める立場から質問するものである。

- 1 過日、横浜地裁において、神奈川県警の取調べ中に被疑者が拳銃の暴発により、死亡したとする業務上過失致死の判決が出されたところである。また、少年事件においては草加事件、綾瀬事件という自白誘導による「冤罪」が発生し、痴漢行為で犯行を認めず長期拘留された方が無罪判決を得るなど、犯罪の重さを問わず、「自白偏重」の弊害が生じている。司法制度改革審議会でも、取調べの録音・録画導入が議論されたが、司法審の指摘を待つまでもなく、取調べの可視性、客観性が担保されない状況は現に存在している。「密室性」ゆえに「自白の信用性」が疑われる事例は、先進諸国で行われている取調べの「録音」または「ビデオ録画」等の「記録」が行われていれば、排除されるのではないか。
 - 取調べに「録音」または「録画」による記録を導入することについての認識を明らかにされたい。
- 2 司法制度審議会では、取調べの公正と記録の客観性、正確性の確保のため、録音、録画の導入意見が多数出されていたが、反対意見委員及び警察庁等の参考人は、録音・録画されていると、捜査官、取調官と被疑者等との「信頼関係」の構築が阻害される、被疑者等の発言が困難となる、録音、録画を意識して振る舞うなどの理由を述べている。英国では、とくに取調べのテクニックも必要とされないような軽微な現行犯の取調べでも、取調べの模様は同時録音・録画しているという。英国においても、取調べに求められるテクニックは日本と同様と思われるが、取調べの録音・録画を導入した諸外国で取調べに阻害を来している事例を承知しているのか。
- 3 警察・検察で、取調べの模様を録画、録音を行っている事例もあるときく。どのような事例を、いかなる目的をもって録画、録音したのか述べられたい。また、その結果、取調官との信頼関係などを阻害された弊害があったのか如何。
- 4 被疑者に国選弁護人がつかず、かつ弁護士が同席できないわが国の取調べ状況では、被疑者の防御が不十分という指摘がある。とくに、少年事件等、とりわけ自白に重点が置かれる事件で、取調べの公正、記録の客観性確保のために、現状改善の必要性を認識するか。また今後どのような施策をとるべきと考えるか。

右質問する。

平成十五年一月二十八日受領 答弁第四八号 内閣衆質一五五第四八号 平成十五年一月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員植田至紀君提出取調べの可視性確保、密室性排除のための「録音・録画」の導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員植田至紀君提出取調べの可視性確保、密室性排除のための「録音・録画」 の導入に関する質問に対する答弁書

1及び4について

捜査機関は、刑事事件の真相解明を十全ならしめるため、被疑者との信頼関係を 築いた上、極めて詳細な取調べを行っている実情にあり、このような実情の下で取調 状況の録音・録画を義務付けた場合、取調状況のすべてが記録されることから被疑 者との信頼関係を築くことが困難になるとともに、被疑者に供述をためらわせる要因と なり、その結果、真相を十分解明し得なくなるおそれがあるほか、その再生、反訳等 に膨大な時間と労力・費用を要する等の問題がある。その一方、供述調書は、その内 容を供述者に対して読み聞かせ又は閲読させ、補充訂正の申立てがあればそれを 加筆し、内容が間違いないことを確認した上で供述者が署名押印するという手続によ って作成されるものである上、公判廷においてその供述の任意性・信用性が争われ れば、検察官においてその存在を立証する責任を負い、その存否の判断は裁判所に ゆだねられているのであるから、供述の任意性及び信用性の担保措置は十分に講ぜ られているものと考えている。平成十三年六月十二日に内閣に述べられた司法制度 改革審議会の意見においても、取調状況の録音・録画については、「刑事手続全体 における被疑者の取調べの機能、役割との関係で慎重な配慮が必要であること等の 理由から、現段階でそのような方策の導入の是非について結論を得るのは困難であ り、将来的な検討課題ととらえるべきである。」とされているところであり、政府として は、現時点で取調状況の録音・録画を義務付ける制度を導入することは考えていな ll.

もっとも、同意見において、「被疑者・被告人の身柄拘束に関連する問題」として、「我が国の刑事司法が適正手続の保障の下での事案の真相解明を使命とする以上、被疑者の取調べが適正を欠くことがあってはならず、それを防止するための方策は当然必要となる。」とした上で、「被疑者の取調べ過程・状況について、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入すべきである。」と提言されたことから、政府としては、被疑者の取調べの適正をより一層確保するため、平成十四年三月十九日、司法制度改革推進計画を閣議決定し、被疑者の取調べの過程・状況につき、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入することとし、平成十五年半ばころまでに、所要の措置を講ずることとしている。

2について

諸外国において取調状況の録音・録画により取調べに支障を来している事例があるか否かについては、承知していない。

なお、取調状況の録音・録画等被疑者の取調べの在り方については、広く我が国の刑事訴訟制度全体の枠組みの中で慎重に検討すべき事柄であり、刑事訴訟制度が異なる我が国と諸外国とを単純に比較することは適当でないと考えている。

3について

個別の具体的事件における警察官又は検察官の取調状況の録音・録画の有無、

その目的及びそれによる弊害の有無については、具体的事件の証拠関係にかかわる 事柄であるので、お答えを差し控えたい。

なお、一般論として申し上げれば、警察官及び検察官は、被疑者の取調べに当たり、事案の性質及び証拠関係等の個別的事情に照らし立証上特に必要であって取調状況の録音・録画による弊害が少ないと認めるときは、これを行うことがあり得ると承知しているが、それとは異なり、取調状況の録音・録画を必ず行うこととする制度を設けた場合には、1及び4についてで述べたとおり、刑事事件の真相を十分解明し得なくなるおそれ等の問題が生ずると考えている。

2 国際人権(自由権)規約委員会の勧告(1998年11月5日採択)

国際人権(自由権)規約委員会が、市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)第40条に基づき、日本政府から提出された第4回報告に対し、1998年11月5日に開催された第1726回及び第1727回会合において採択した最終見解(配布1998年11月19日CCPR/C/79/Add.102原文 英語)より

25 委員会は、刑事裁判における多数の有罪判決が自白に基づくものであるという事実に深く懸念を有する。自白が強要により引き出される可能性を排除するために、委員会は、警察留置場すなわち代用監獄における被疑者への取調べが厳格に監視され、電気的手段により記録されるべきことを勧告する。

3 国際法曹協会 (IBA) の提言 (2003 年 12 月)

国際法曹協会(International Bar Association)が、2003年11月に行った来日調査に基づき、2003年12月に作成した報告書「日本における被疑者の取調べ・電磁的記録の導入」において行った提言*49

IBAは、次の通り提言する。

- (1) 警察および検察の行う取調べの全過程を録画または録音する電磁記録制度を導入するという日弁連の提案を支持する。これにより自白がどの程度強制されたものなのか、および警察による被疑者の取調べに対する外部からの異議申立ての理由等の問題について適切な裁決機関 裁判所 がより効率的な検討評価を確実に行うことができるようになる。
- (2)提案されている司法制度改革、「裁判員制度」を歓迎する。この「裁判員制度」とは、コミュニティーから選出される一般国民が裁判官と協働して評議する陪審員制度を変形した制度である。
- (3)提案されている裁判員制度が実施された場合、取調べの電磁的記録の必要性がさらに高まるという日本弁護士連合会の見解を支持する。

^{*49} IBAによる調査報告の経緯については、日本弁護士連合会編・前掲『裁判員制度と取調べの可視化』。小野正典「捜査の可視化への展望」季刊刑事弁護 40 号 78 頁(2004年)。

- (4)日本政府は、日本に最適な制度を最終的に確立するという観点から、世界の取調べ方法の比較研究を遅滞なく着手することを検討すべきである。
- (5)警察による被疑者取調べの全過程を録画および録音する制度を直ちに導入することは刑事司法手続きにとって以下のようなメリットがあると考える。
 - ・ 他の記録方法よりも信頼性が高く、必要であれば後に検討・活用が可能な状態にある、客観的で完全な経過記録を作成できる。
 - ・ 被疑者を虚偽の自白の捏造から守ることができる。
 - ・ 警察官による被疑者の不当な扱いの可能性が減少する。
 - ・ 捜査官による不当行為への申立てが減少し、その結果、モラール(志気)と社会的信用が向上する。
 - ・ 警察官が取調べ、および裁判の準備と出廷にかける時間と費用が減少する。
 - ・ 社会的正義の達成が促進される。

4 写真で見る諸外国の可視化実例

イギリス

イギリスの取調べで使われるダブルデッカー。2本のテープで同時録音され、 時刻も自動的に録音されます。



オーストラリア

ニューサウスウェールズ州の警察での取調べ状況(模擬取調べ)。右側のケースが録画装置です。カメラの正面に被疑者(写真左)が座り、その両側に取調官が座ることになっており、死角がないように工夫されています。



香港

香港 ICAC 取調室。ビデオ録画装置の設けられた取調室内には三角形の机が置かれ、取調官、被疑者、弁護人が座るようになっています(弁護人に取調べの立会いが認められています)。取調室内には広角ミラーが設けられ、これを通して、取調室内にはビデオに写らない死角はないように工夫されています。また、ガラス越しに監視室があり、取調室内が見通せる構造となっています。



台湾

台湾台北警察の取調室(内政部警政署刑事警察局)。右側が被疑者の席。被 疑者の様子は、天井にセットされたカメラで録画され、音声も録音できるよう になっています。壁面中央のガラスは、マジックミラーとなっており、隣室か らモニターできるようになっています。



5 日弁連意見(2003年7月14日)

日弁連が、2003年7月14日に関係各機関に執行した意見書

取調べの可視化についての意見書

第1 意見の趣旨

日本弁護士連合会(以下「日弁連」という)は、裁判員制度の導入と同時に、被疑者取調べの全過程をテープ録音ないしビデオ録画(以下まとめて「録音・録画」という)する制度が確立されるべきであると考えます。

第2 意見の理由

1 はじめに

わが国の刑事裁判は捜査段階において作成される自白調書に強く依存しています。それにもかかわらず、自白調書は密室で作成され、取調べの過程で何が行われたかを信頼性の高い証拠で検証することが全くできません。そのことが取調べの過程で強制や誘導が行われることを誘発し、ひいては虚偽の自白がなされる危険を温存しているのです。日弁連は、このような現状を改善するために、かねてから、刑事司法改革の最優先課題のひとつとして、捜査官による被疑者の取調過程を録音・録画すること(以下「取調べの可視化」という)の必要性を強く訴えてきました。

今日イギリスやアメリカのいくつかの州のほか、イタリア、台湾などでも、 取調べの録音・録画を義務付ける改革が既に行われています。国連の規約人 権委員会は、わが国における被疑者取調べ制度の問題点を特に指摘して、取 調べの過程を「電気的に記録すること」を勧告するに至っています。周知の とおり政府の司法制度改革推進本部はわが国の司法制度を抜本的に改革すべ く議論をしており、その具体的な内容は今年度中にも明らかにされるでしょ う。われわれは、いまこそ「取調べの可視化」を実現して、文明国の名に恥 じない司法制度の礎の一つとすべきであると考えます。

以下において、取調べの可視化の意義などを述べ、日弁連の立場を明らかにしておきます。

2 裁判員制度の導入と同時に取調べの可視化が必要である

今回の司法制度改革では、国民の司法参加の一環として、一般市民が刑事裁判において被告人の有罪・無罪を決定する「裁判員制度」が創設されます。この制度のもとでは、一般の市民にとって分かりやすい手続が行われなければならないことは言うまでもありません。できるだけ明瞭で分かりやすい証拠を当事者が提出することによって、裁判員に無用な負担をかけないことが、この制度を成功させるうえで大切なことです。

ところで、刑事裁判においては被告人が捜査段階でしたとされる自白が果たして被告人の自発的な意思で行われたのかどうか(「自白の任意性」)がしばしば重大な争点となり、そのことをめぐって検察側と弁護側が熾烈な攻防を繰り広げることがあります。しかし、現在の実務ではこの重大な争点に関して裁判所に提出される証拠は決して明瞭な証拠ではありません。捜査官から強制や誘導を受けたと主張する被告人と、そのようなことはしていないと主張する捜査官とが、法廷で「証言合戦」を行うだけの場合がほとんどです。要するに、法廷は決め手を欠く「水掛け論」の場と化しており、裁判官は信頼性の低い証拠を評価して結論を出さなければなりません。そのことが誤った有罪判決をもたらす原因の一つともなっているのです。

裁判員制度の導入に際してこの現状が改められなければならないことはあまりにも当然のことではないでしょうか。

取調室の中で何が行われたのかについて明瞭で分かりやすい証拠を用意することはきわめて簡単です。取調べの最初から最後までを録音・録画しておけばよいのです。そうすれば、被告人と捜査官の「証言合戦」に対して裁判員はさほどの苦労をしなくとも適正な判定を下すことができるでしょう。これは誰でも思いつく簡便な方法です。

- 3 取調べの可視化がもたらすもの
- 1)検察官の自白の任意性立証が容易になる

取調べの録音・録画によって、検察官が供述の任意性を立証することは極めて容易となることはいうまでもありません。そして、現実には、任意性の争いは、イギリスの例がそうであったように、ほとんど消滅するでしょう。また、「言ってもいないことを書かれた」といった主張も姿を消し、権利告知がなされなかったといった取調手続きの違法が主張されることも少なくなるでしょう。要するに、適正な取調べがなされている限り、被告人が事実無根ともいうべき争いを法廷に持ち込む可能性は封殺されるわけです。捜査官が誤った非難を受けることはなくなり、適正な取調べを心がけている捜査官はこの制度によって保護されるのです。

2) 違法な取調が著しく減少する

また、取調べの可視化によって、捜査官による違法行為の可能性は著しく減少するでしょう。そして、仮に、そのような行為が行われれば、録音テープやビデオテープがその証拠として保全されることになるわけです。これによって、本来、任意性に疑いがあるものとして採用されるべきでなかった自白が、誤って証拠採用されるような危険・それは、とりもなおさず、無実の者が有罪とされる危険といえますが・は著しく減少するでしょう。実際のところ、今日でも、暴力さえ伴う違法・不当な取調べが存在しています。これは、近時においても、そのような取調べの存在を認める判決例を見出すことができることからも明らかです。今般の刑事司法改革において、これに完全に終止符を打たなければなりません。

- 4 可視化に反対する意見はいずれも根拠がない
- 1)真相解明を妨げることにはならない

取調べが録音・録画されていると被疑者は事件の真相を話したがらなくなるので、「取調べの可視化」は事案の真相の解明を妨げると言って反対する人がいます。しかし、この反対論は全く理由がありません。

客観的に検証することができない密室でしか「真実」は話されないなどという実証は何処にもありませんし、そのような経験則もないはずです。密室でしか「真実」は話されないという見解は、直接主義・伝聞法則の下での公判中心主義、すなわち、近代における裁判制度を否定する考えではないでしょうか。取調状況の一部とはいえ、これが録音・録画された事例は現にいくつも存在しているのですから、捜査官の側から、このような見解が表明されるのは、実に奇妙なことといわなければなりません。

実際、録音・録画がされていても、取調官と被疑者の密室での対のやりとり自体が変質するわけではありません。要は、テープやビデオの存在を意識するか、しないかの違いだけのことで、この制度が導入されれば、いずれは、誰もがその存在に慣れ、テープやビデオの存在を意識しなくなるでしょう。イギリスにおいては、その経験から取調官も被疑者もテープやビデオの存在を意識しなくなったとの報告がなされており、すでに実証されています。また、現在の録音・録画技術の水準からすれば、被疑者にテープやビデオが回っていることを意識させずに、録音・録画することは極めて簡単なことです。

「録音・録画されていると真相を話したがらない」という議論は、録音・ 録画を是非してほしいという被疑者の要求を拒否する理由とならないことも 明白です。 むしろ、取調過程がそのまま保存されることによって、その過程に作為や加工が入り込む可能性は封殺され、その意味で、虚偽が混入する要素は低められることが明らかです。取調べの状況がありのままに明確にされ、その「真相」が示されることによって、事案そのものの真相解明にも資することになるというべきでしょう。真相解明を妨げるという立論は全くの謬論と断じることができます。

2)捜査構造論とは無関係である

また、取調べの可視化を論ずるにあたって、刑事訴訟構造全体との関連を考えるべきだとして消極論を展開する向きもあります。捜査の構造に関して、糾問的捜査観、弾劾的捜査観、訴訟法的捜査構造論といった説がありますが、可視化それ自体は、「価値的には中立」であり、被疑者の「主体性」を高める方向に働くと同時に、被疑者の証拠方法化を高め「客体化」する方向にも働きうるものです。取調べの可視化はどのような理念に立っても捜査の構造論そのものに変化をもたらすものではありません。したがって、捜査構造を変えるとの立場から反対する理由はまったくありません。

5 書面による記録化は不十分で混乱をもたらす

取調過程を書面によって記録する制度の創設ということがいわれ、まもなく実施されるともいわれています。これは、従来、ほんのまれにしか公判に提出されてこなかった「取調経過一覧表」を、制度として明確に規定しようとするものです。リアルタイムの記録化が義務づけられたうえで、その記録を法廷に顕出することをも予定するという意味で、これは、従来よりは一歩前進したものと言えなくはありません。

しかし、裁判員制度のもとでの適正で充実した集中審理(正確でわかりやすい集中審理)という観点からみると、このような書面による記録が、それを実現させることになるとは、とても思われません。捜査官が、自ら「私は脅迫して自白を得ました」と記録するわけはありません。それゆえ、任意性の争いは消滅しません。また、被疑者・被告人に適正な取調べを担保し、重要な証拠を付与するという要素も決定的に欠けています。書面による記録は、法廷における「水掛け論」をより細密化するばかりで、裁判員をより混乱させるおそれさえあるでしょう。結局、審理はより長期化するおそれさえあるといわねばなりません。

結局、客観的で直接的な証拠、すなわち、録音・録画による取調べの記録に優るものはないのです。さらにいえば、書面による記録化には膨大な作業を要します。これと比べて、録音・録画は簡便・容易です。記録装置のスイッチを入れるだけの手間で済みます。これは捜査機関の作業を効率化させるという点でも重要です。司法全体の資源ということを考えれば、相当のコストダウンが図れるというべきでしょう。

6 取調べの一部ではなく全過程の録音・録画が必要である

取調べの全部ではなく、その一部だけを記録すべきだという意見もあります。しかし、これでは、上述した可視化の効果が生じるとは思えません。

例えば、当初犯行を否認していた被疑者がその後に自白したとします。この場合に自白した後の状況だけを記録しても、問題の解決にならないことは明らかでしょう。重要なのは、被疑者が自白する前の取調べで何が行われていたのかです。この部分について「証言合戦」「水掛け論」が解消されなければ、録音・録画の意味はありません。

取調べの過程の一部に録音・録画されていない部分があれば、必ず、記録されていない部分で何が行われたのかについて争いが起こり、その部分を巡って信頼性の低い証拠が提出されて、審理は紛糾することでしょう。

このように考えますと、取調べの最初から終わりまでを録音・録画することが不可欠であることは自明です。正確でわかりやすい集中審理を実現させ

るためには、取調べの「全過程」の録音・録画が実現されなければならないのです。

そして、取調べの全過程が録音・録画されていない場合には、自白の証拠能力は否定されるべきです。取調べの一部だけでも録音・録画していれば自白調書を証拠として採用することができるということになれば、捜査官は全体を録音・録画しようとはしなくなるからです。少なくとも、「全過程」でないことが判明したときは、任意性の疑いが推定されるものとしなければなりません。併せて、そのテープ・ビデオのコピーを、被疑者に交付し、あるいは、遅くとも公訴提起後直ちに、被告人に交付するものとすべきでしょう。これらは「全過程」の録音・録画制度を実質的に機能させるために必要な措置です。

ちなみに、取調べの全過程を録音・録画することは非常に簡単なことです。 被疑者と捜査官が取調室に入ったときに機械のスイッチを入れればいいので す。取調べが中断するときには、そのことを告げてスイッチを切り、再開す るときにもう一度スイッチを入れて、再開されたことを告げればそれで良い でしょう。

7 録音・録画は当面は証拠許容性の判断に用いるべきである

録音・録画したテープやビデオの法廷への顕出についてですが、さしあたり、これらの記録は、自白の許容性の判断のために、取調べの状況・過程を立証するという限度で用いられることとすべきでしょう。これを被告人の有罪を証明する証拠として採用することを許すべきとする見解もないではありませんが、法曹三者の間で現段階で異論のないレベルは、上記限度と考えられ、まずは、その限度で施行すればよいと考えられます。

もっとも、自白の信用性判断のため、取調べの状況・過程を証明する証拠 として利用することも許されるべきでしょう。また、被告人・弁護人が、供 述の一貫性を立証する趣旨で、これを利用することも許されるべきです。

このように、録音・録画を証拠の許容性判断に用いることを想定すれば、 捜査段階の「自白」の証拠能力の有無は公判準備手続の過程において、まず は裁判官の判断でなされるとすることも一つの考えですが、いずれにせよ、 被告人・弁護人は、裁判員も参加した公判審理の過程で、その証拠排除を求 めることができ、その際、公判廷でテープを再生しうるものとすべきです。

自白が真に被告人の自発的な意思に基づいてなされたかどうかという問題は、単なる法律問題というよりも事実問題の要素が極めて強く、これを裁判員の判断の対象から除外することは相当ではないからです。

8 参考人の取調べ可視化も前向きに検討すべきである

参考人に対する取調べの可視化については、賛否両論があります。直接主義・口頭主義を徹底するためには、刑事訴訟法321条1項2号を削除すべきであり、あくまでも法廷証言のみを資料とする審理が想定されるべきです。また、参考人については「全過程」を記録するという担保措置を採ることが困難だという問題や弁護人によるチェックの不存在という問題をあげる向きもあります。

しかし、参考人供述の録音・録画化を禁じる理由自体は何もないのです。 とりわけ、共犯者の自白には問題が多く、その取調過程を録音・録画してお く必要性は、被疑者の場合とほとんど同じでしょう。したがって、参考人の 取調過程についても録音・録画の制度化を前向きに検討すべきです。

9 おわりに

日弁連は、上記のような理由から、裁判員制度の実現と同時に取調べの可 視化が実現するよう、各会員の実践を呼びかけると共に、会として総力をあ げて取り組む決意です。

以上

6 日弁連決議(2003年10月17日)

松山市で開催された日弁連第46回人権擁護大会における決議

被疑者取調べ全過程の録画・録音による取調べ可視化を求める決議

わが国の刑事裁判は、捜査段階の密室での取調べで作成された被疑者の自白調書に強く依存している。その作成過程は客観的証拠で検証することができない。このことが、捜査官の強制などの不当な取調べを誘発し、虚偽の自白による多くの冤罪を生んできた。このような刑事裁判の現状を改善するため、当連合会は、かねてから、被疑者の取調べ過程を録画・録音することによる取調べの可視化を強く求めてきた。

諸外国においては、被疑者取調べの可視化が広く実施されており、国際人権 (自由権)規約委員会も、日本政府に対し、被疑者取調べについて「電気的な 方法により記録されることを強く勧告」しているところである。被疑者取調べ の可視化は、国際人権法、憲法、刑事訴訟法の上からも、被疑者の権利として 構成され、かつ、保障されなければならない。

ところで、今般の刑事司法制度改革において、裁判員制度が導入される。裁判員制度では、市民にわかりやすい審理が求められるとともに、できるだけ明瞭な証拠提出を心がけ、裁判員に過大な負担をかけないことが求められる。これまでのように、自白の任意性・信用性をめぐって長時間にわたる証人調べを行うことは不可能であり、そうした立証課題は、取調べ全過程の可視化によって果たされなければならない。裁判員制度にとって、被疑者取調べ全過程の可視化は必要不可欠の条件である。

また、「裁判の迅速化に関する法律」が施行されたが、被疑者・被告人の権利を保障しつつ、充実した審理によって迅速に事実を解明するという同法の目的を達するためにも、被疑者取調べ全過程の可視化が必要である。

ここに、当連合会は

- 1 国に対し、「裁判の迅速化に関する法律」が施行されたことを受けてすみ やかに、遅くとも裁判員制度の導入時までに、被疑者取調べの全過程を録画 ・録音し、これを欠くときは、証拠能力を否定するか少なくとも任意性の疑 いが推定される法律を整備すること
- 2 検事総長、警察庁長官に対し、上記1の法制化がなされるまでの間、各捜 査機関の捜査実務において、少なくとも被疑者がこれを求めたときは、即時 に被疑者取調べ全過程の録画・録音を実施するよう指導を徹底すること

を求めるとともに、被疑者取調べ全過程の録画・録音による可視化の実現のため、当連合会が、全力を挙げて取り組んでいくことを決意する。

以上のとおり決議する。

2003年(平成15年)10月17日

日本弁護士連合会

7 日弁連可視化法案 (2003年12月)

日弁連が 2003 年 12 月に提言した取調べ可視化のための刑事訴訟法改正案。

刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第198条に次の1条を加える。

第198条の2

前条の取調に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、取調の開始から終了までの全過程を、録画又は録音しなければならない。

前項の録画又は録音は、次の方法によらなければならない。

録画又は録音の際には、音声及び画像若しくは音声を記録するためのビデオテープ、録音テープ又は電子的方式・磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という)のうち、同じ記録媒体を2つ用いて同時に記録しなければならない。

取調を開始する場合は、それに先立って録画又は録音を開始し、被疑者に 時計を示して時刻を確認させなければならない。

取調を中断する場合は、中断の理由及び再開予定時刻を被疑者に告知し、 被疑者に時計を示して時刻を確認させた上で録画又は録音を中断しなければ ならない。

第2号の規定は、取調の再開時においてもこれを準用する。

取調を終了する場合は、被疑者に時計を示して時刻を確認させた上で録画 又は録音を終了しなければならない。

録画又は録音の終了後直ちに、取調を同時に記録した2つのビデオテープ、録音テープ又は電磁的記録媒体のうち1つについては、取調官が署名押印して封印しなければならない。その場合被疑者に対し署名押印を求めなければならない。但し、被疑者はこれを拒絶することができる。

取調官は、前項第6号の封印と同時に、被疑者に対し、以下の事項を記載した記録媒体目録を交付しなければならない。

取調官の氏名・官職及びその他取調に立ち会った者の氏名及び官職 取調の開始、中断及び終了の年月日時刻

取調場所

被疑者調書作成の有無及びその数

記録媒体の複製の交付請求

被疑者又は弁護人は、被疑者に対する取調を記録したビデオテープ、録音テープ又は電磁的記録媒体の複製の交付を請求することができる。

前号の請求を受けた検察官、検察事務官又は司法警察職員は、直ちに取調を記録した記録媒体のうち第2項6号の封印をしていないもの(以下「複製作成用記録媒体」という)から複製を作成して交付しなければならない。

検察官は、公訴を提起したときは、速やかにその裁判所の裁判官に第2項6号により封印した記録媒体(以下「封印記録媒体」という)を提出しなければならない。

封印記録媒体を保管する裁判所は、第4項により交付された複製の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めると

きは、被告人又は弁護人の請求により、封印記録媒体の聴取若しくは閲覧又は複製の作成を許可しなければならない。

第322条に次の1条を加える。

第322条の2

法198条の2第1項の録画若しくは録音がなされなかったとき、第2項若しくは3項の方法が履行されなかったとき、又は第4項のテープの交付がなされなかったときは、被告人の供述を録取した書面で、被告人の署名若しくは押印のあるものであっても、これを証拠とすることができない。

8 国会附带決議

- (1)参議院法務委員会平成15年7月9日決議
 - 「裁判の迅速化に関する法律案に対する附帯決議」

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

(略)

- 二 裁判所における手続の充実と迅速化を一体として実現するため、民事裁判における証拠収集手続の一層の拡充並びに刑事裁判における証人尋問中心の公判手続の実施、検察官手持証拠の事前開示の拡充に努めるとともに、取調べ状況の客観的信用性担保のための可視化等を含めた制度・運用について検討を進めること。
- (2)衆議院法務委員会平成16年4月23日決議
 - 「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 政府は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会による刑事手続の在り 方等に関する協議会における協議を踏まえ、例えば、録画ないし録音による取 調べ状況の可視化、新たな捜査手法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関 し更に講ずべき措置の有無及びその内容について、刑事手続全体の在り方と の関連にも十分に留意しつつ検討を行うこととし、本委員会は、裁判員の参加 する刑事裁判に関する法律施行までに実質的な論議が進展することを期待す る。

(略)

- (3)参議院法務委員会平成16年5月20日決議
 - 「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

(略)

二 政府は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会による刑事手続の在り 方等に関する協議会における協議を踏まえ、裁判員の参加する刑事裁判に関 する法律施行までの実現を視野に入れ、実質的な論議が進展するよう、録画又 は録音による取調べ状況の可視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は 公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について、刑事手続 全体の在り方との関連にも十分に留意しつつ実質的検討を行うこと。

(略)

9 被疑者ノート

表紙

被疑者ノート 取調べの記録 このノートに、あなたが受けた取調べの様子を記録して、後日、私に返して ください。

年 月 日

弁護士

このノートは、弁護人が、その弁護活動のため、被疑者に差し入れ、記録 を要請するものであって、その記録内容については、秘密交通権の保障を 受けます。

2004年6月

被疑者ノートの本文 1 ~ 2 頁に記載された被疑者への注意書「取り調べを受けることになったら」

取調べを受けることになったら (収算べのこころがまえと複雑者ノート作成のおすすめ)

1 供述調書の作成方法(供述調書は、取調官の作文になりがちです)

取調べで作成される供述調書は、まるで、あなた自身が書いたかのように、「わたしは、〇〇しました」という文になっています。

しかし、供述調書の内容は、あなたが話した内容をそのまま書いたものではありません。取譲官がまとめて文章にしたものです。あなたの言い分と、取譲官の作文が混ざってしまい、どこまでが本当のあなたの言い分で、どこからが取譲官の作文かは、区別がつきません。日本の取譲べは、弁護人の立ち会いもなく、録画も録音もされていませんので、どれがあなたのことばなのか、検から調べようがないのです(このような問題を解決するため、日本弁護士連合会では、取譲べを録画・録音する法律を作るようにと求めています)。

このため、日本では裁判になって、保透調書の内容は、自分の言い分とはもがう、取測官の作文が入っている、と争いになることが非常に多いのです。そのような争いには、多大な労力と時間が必要となります。しかも、そのような調書でも、一見それなりにもっともらしく作られているので、弁護人が後からどれだけ必死に争っても、日本の裁判官は、それがすべてあなたの言ったことであるかのように考えてしまいがらです。

このように供述調書はとてもおそろしい力をもっていますので、供述調書を作成する際には注意してく ださい。

2 散雑べのこころがまえ

(1) 黙祕権(あなたはずっとだまっていることができます)

憲法38条1項は、「何人も自己に不利益な供達を強要されない」と定め、黙秘権を保障しています。 また、刑事訴訟法198条2項は、「取調べに帰しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反し て供達をする必要がない旨を告げなければならない」と定めています。被疑者は、取調官から供達を迫ら れたとしても、黙秘権を行使し、供達を拒否することができます。一切の質問に対し、何も答えず、黙っ ていてもかまわないという権利です。

緊秘権は、権力が、無実の人からも無理にウソの自白をさせてきたことの反省から生まれたものです。 世界のどこでも、近代国家であるかぎり、このような黙秘権が認められることは、当然のこととされてい ます。黙秘権を行使することは、決して、関連ったことではありません。

(2) 署名押印柜各権(署名押印を求められても、応じる義務はありません)

取問言が長い供途襲者を書き上げた後に、「署名押印をしたくありません」とは言いにくいかもしれません。しかし、供途調書に署名押印することは、あなたの義務ではありません。刑事訴訟法198条5項は「被疑者が、顧書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印を求めることができる。但し、これを拒絶した場合はこの限りでない」と明確に規定しています。あなたには署名押印柜否権が認められているのです。両書に、100パーセントあなたの言い分どおり、正しく書かれていたとしても、<u>署名</u>理印する義務はないのです。

あなたの供述調書には、あなたが本当に言ったことと、取調官が作文してしまったことばが、いっしょ に書かれていることがよくあります。もし、あなたが「自分はそんなこと言っていないのに」と感じた ち、そのような供述調書に署名押印する義務がないのは、なおさらあたりまえのことなのです。

(3) 増減変更の申立権(読書の内容は訂正してもらえます)

刑事訴訟法198条4項は、取関官が保述調書を作成した後、「被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない」と定めています。あなたは、取調官に対し、供述調書の記載内容を訂正することを求める権利があるのです。納得がゆく訂正がなされるまで、著名押印をする必要はありません。

ただし、長い関書が作成された場合、その一部分だけをとりあげて、訂正を申し立てるのは、むずかしいものです。しかも、訂正が一部だけだと、訂正しなかった部分は、あなたが納得した部分だと思われてしまいます。訂正をするときは、よく考えて、すこしでも疑問がのこれば、供述調査全部の署名押印を担否して、弁護人と相談することをおすすめします。

1

(4) こころがまえ(製備しないでください)

もし、あなたが否認したり、悪郁をしたり、顕書の内容の訂正を求めたり、署名神印を拒否したりすれば、取調官が、認めた方が罪が軽くなるとか、認めなければあなたに不利になるとかいう話をしてくるかもしれません。怒鳴られたり、ときには暴行をふるわれた、あるいは、家族や関係者に不利になると言われたという元被疑者の人もいます。一部はあなたの買い分をそのまま書く代わりに、別のところで、取調官の買い分を認めるという取引きを持ち出してくるかもしれません。

しかし、調書の内容がおかしいと感じたら、けっして妥協して、ウソの調書にサインをしないではしい のです。弁護士と相談してからでも、おそくはありません。悩んだら、「弁護人を呼んでください。署名 するかどうかは、相談してから決めます」と言ってください。取職官に適慮する必要は、全くありませ ん。

3 秘密交通権(弁護人との接見内容を答える必要はありません)

取調中によく、取調官から、弁護人と接見した際にどんな話をしたのか、どんなアドバイスを受けたの か質問されることがあります。しかし、取調官から暴わられても、あなたは弁護人との接見内容を答える 必要はありません。弁護人とあなたとの間で交わされた接見内容については、秘密交通権として、秘密性 が保障されているからです。刑事訴訟法39条1項も、秘密交通権を保障する維持で、「被告人又は被疑 者は、弁護人…と立会人なくして接見…をすることができる」と規定しています。

4 被疑者ノート作成のおすすめ

(1) なぜ被疑者ノートが必要か

あなたには、ウソの調査を作られない権利があります。しかし、実際には、身体を拘束されている中で、きびしい取調べを受け、取調官の作文が混ざったウソの供述調査への署名押印に応じてしまうかもしれません。

もし取調べが録真・録音され、あるいは弁護人が取調べに立ち会っていれば、そのような供述調書は拝 成されにくくなるでしょう。作成されたとしても、その問題点を後からでも指摘しやすくなります。しか し、現在、取調べの際に録真・録音も行われませんし、弁護人が取調べに立ち会うことも認められていま せん。

そこで、弁護人の立会いや録画・録音制度が完全に実現するまでの間、「被疑者ノート」を差し入れる ことによって、被疑者であるあなた自身に、不当な取職べがなされていないかを記録していただくととも に、あなたの作成した「被疑者ノート」を弁護人に送付していただこうと考えました。

あなた自身によって、販調べ状況が記録されれば、取慣官としても、不当な取調べをしにくくなるはずです。弁護人も、あなたの作成した「披疑者ノート」を読めば、密室の中での取調べの経緯を理解しやすくなります。また、あなた自身も、取調べでの自分の受け答えを反省し、今後の取調べに備えやすくなると思います。また、裁判で、取調べの状況が問題になったときも、「被疑者ノート」に記録されていれば、その経緯を明らかにしやすくなります。

(2) 放展者ノートの書き方 ※ボールベンはあなたのお金で購入することができます。

この「被疑者ノート」には、弁護人が後の公判に備えて、記録として残しておいてほしいと考える内容があらかじめ修理されています。アンケートに答えるような気持ちで、記入をしていけばいいように工夫されています。

書き方については、「具体例」を用意していますので、参考にしてください。わからないところがあれば、弁護士に連慮なく、たずねてください。

(3) もし取調管から被疑者ノートを見せて欲しいと言われたら

この「被疑者ノート」は、弁護人が、弁護活動のためにあなたに記録をお願いするものであり、あなた と弁護人の両方にとって、重要な内容です。その記録の内容を取調官が見たいと言ったとしても、あなた と弁護人との間には経密交通権がありますので、見せる必要はありません。あなたが断ってもなお取調官 が見ようとする場合には、弁護士に相談してください。

被疑者ノート本文3頁~4頁に記載された具体例

h' in	- 6	平成	16	3	A 1	9 0	(金)	£*14	DW 2	a Di Dite	od). (-	
	96 ± 60	_					2 10	_	d . h	曾根崎		おお 口が成	2000年10日
é° é	第三回		13	0 0	9 -	- 1	8 m	0 9	4 · ÷	首核特	(20	新草 口報報	が口前後は
n) (i)	# 3 PF		1.5	ij	9 .		19	27	# · #		(C)	製業 口機製	P'口间撤东
	第4日			ny	9 -		IŅ.	9	£ ^ A		(D)	数 口談	H'ONNE
最實質	の比当	Ä	见(说:	12				用水	(候名)			
		200	THE C	Ean Ean	₹#50 5 な駅	04のう: (*- 製練	t) ロ c散行e	(解) (字) (字) (字) (字)	· Bこした B C X E K E K E K	福 (英麗教5の)	議 () ロモの	Å.T.	
設備 不多面		のようだ とを収録 られたの	2 E	ドッカ いて ななど	on.	からいれた。	でも終し	LTFIN LA. 4	しってから	、ジーンズを 店員に呼び止店 店員と言い台 を手に取る前	いになった	砂球から (らいの距離の後段った
		機論者: のような に関づる していた	いまれ	10'5' 15'5' 15'5'	ーンに	でを盗り 有な方	かつもう たと店員 われた。)だったと 【は言って 一緒にい	言わせたいろ」といた表達の	いみたい。 言われた。ま 身光を明かせ	「お店の前か た、捕まり と何度も関	ら20メー たくない。 いてくる。	ートルも動 から渡った
		のような	選れの	:67	2何8	長台古の	ひつもう たと店員 われた。	一緒に	た友達の	いみたい。 さわれた。ま 身元を明かせ か属理されてい。 と書って伝統を指	と何度も関	いてくる。	
		のようれ に関わる していた を登載された どはあっ	を を を を を を を を を を を を を を	であう non sha: 解)	2 M S	E 6 亩 6	bh to	一緒に	た友達の には緊握 製します。 利益な供述	身元を明かせ	と何度も関	いてくる。	
超論 -	· 芳花	のようれ に関われ を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	ない はない はない はない はない はない はない はない はない はない は	(あう) (たか) (計) (計)	と何を	26 古代 日報	on A.	一緒にい 東京の開発 自己に不 資産的な表 資産的な	・た友達の には原稿を 製します。 利益な供述	身元を明かせ	と何度も関 ますので、取開 節で含ます。	いてくる。 <u>資か5最速3</u> 要法38条1	2億5款で 項:「何人
经济人	- 芳佳	のような にしていた 能量量の をはあった されたりし	かられの が	いたかられる: 「最高なななかられた」	と何が になったか、 しなっ	● 6 古 6 ※ 6 古 7 ※ 6 古 7 ※ 7 ※ 8 日 8 ※ 8 日	DA.	一緒にい 東京の開発 自己に不 資産的な表 資産的な	大支達の大大支達の大大支達の大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	身元を明かせ 必保障されてい。 と放表されない。 事が、机をハン たが、れないい	と何度も関 ますので、取開 節で含ます。	いてくる。 <u>資か5最速3</u> 要法38条1	2億5款で 項:「何人
经济人	- 芳佳	のような に関われた 観音報点 になれた をはあっ ではあっ ではあっ になった。 となった。 になった。 とった。 とった。 とった。 とった。 とった。 とった。 とった。 と	選集から 通角な、最く できたく になるとして、 をはなる。 できたく になるとして、 になると、 になる。 になると、 になる。 になる。 になる になる。 になる。 になる。 になる。 にな	であう (おおお) (記事) (記事)	と何か ことな たか しな られ ことは	● 6 古 6 ※ 6 古 7 ※ 6 古 7 ※ 7 ※ 8 日 8 ※ 8 日	28 28	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	大支達の大大支達の大大支達の大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	身元を明かせ 必保障されてい。 と放表されない。 事が、机をハン たが、れないい	と何度も関 ますので、取開 節で含ます。	いてくる。 <u>資か5最速3</u> 要法38条1	2億5款で 項:「何人」
经验	《方法	のような に関われたい。 があるれたり でいっななたり しゃっなから をいっななたり	設備かか 動品を 最高を 最高を 最高を 最高を を を を を を を を を を を を を を	たかられる。 (記事) (記事) 本本	と対象 にとな した いった とな した いった とな に いった と いった と いった と いった と いった と いった と いった と いった と いった と いった と いった と いった と いった と いった と いった と いった に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	24 ON	28 28	を を	大支達の大大支達の大大支達の大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	身元を明かせ 必保理されていた と他のこれない。 事が、外ない。 をおきます。	ますので、取開 できます。 リ ンパン叩き 会社にいる	いてくる。 <u>宮から保証を</u> 密から表達 のから、 なれなくない	<u>→</u> 連られて 項:「何人 大声で「す も を」と何

-										
	どのような異常をし たのか	□制能(指定を開発した) □智能(使用を習定した) □ 「情報能(使用を 「特別をした) □智能(使用を確めた)								
	開催者に対し関係別 にどのような関係を したのか	2								
	賃貸は発送したのか	口等情能能の今 口作政治学 必件政治学(1)過 無講者の最(著名時前の目前)を記載してください								
	最み動かせなど	ロー製造し 交換の動かせなみ 口筒器を発生せてくれた 保留								
	REGULAnen	※ あなたは共活調査の記載内容を打正するよう求めることができます。 刊事								
	資産に思じたか	口所至に全部をじてくれた 口、補れ形じてくれた 口至く思じてくれない								
	あなたの言うなを 記載してくれたか	ロカウたの部で分を記載してくれない。 2才学者な記載も一番あり、口味に学識はない								
	資富の著名研究に記 にたのか	● 抵抗調査に基金打除することは、異数ではありません。内容の定数・連由の有益にかかわらず異名押収を拒絶することができます。協人だら、非違人と問題したいと言って、并違人を呼んでもらいましょう。利率的法法198条を項:「被後有が、調査におのなっとを申したするときは、これに基を押収を求めることができる。但し、これを拒絶した場合はこの限りでない。」								
計形されなかったのはどのような気か 水を動かる能 はどのような 変か	ジーンズを盗む気はなかった、店員を殴ったのはカッとなったから、という僕の言い分は記載 しれた。でも、高見刑事から、「店員は現に方引きと考えて、君を違いかけたのだから、店員か れば方引きと思われても仕方がないだろう」と言われ、「店員から見れば、万引きをしたと思わ も仕方がありません」という調書にサインしてしまった。 留置様に戻ってから考えたが、あんなことを認めたら最初から盗む気があったと思われるので、 いだろうか。心配になってしまい、今日もあまり眠れそうにない。									
調査が成時の あなたのご提										
9.4.5.1 [4.70] 館 藤 東 東	DÁN DÁN	選い 選集的な 睡眠不足で体がだるい。 減る痛い。 ゼージャ								
	Ween's ski	対国に終えた の音記 20 年もしてくれなかった	,							
弁護人につい で歯aguたか	口様見内容について至く見かれていない 口事がは強かれた 日詳しく強かれた 日井電人の著口を強かされた									
	西 种 的 体 表 と お	刊事から、音優士からどんなアドバイスを受けているのか関かれた。音優士にで り「弁理士との接見内容は言いたくない」と言ったところ、あの弁理士は大阪で こ入る悪い弁護士だから信用しない方がいいと言われた。	t 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10							
モーの - 値 (解説など)		よさんは病気で入進院を繰り返しているらしい。僕の母も病気をしていると語も も心配させたらいけないと言われた。	- LA							

平成 16 年 3 月 19 日 (全) 奈実際に著名した日を書いてください。

智 小林良太 (仮名)

10 参考文献

1990年以降の取調べの可視化に言及した主な文献

渥美東洋「取調べ手続の可視性の向上」研修 508 号(1990 年)

川崎英明「違法取調の抑制方法」『総合研究 = 被疑者取調べ』102 頁・日本評論社(1991年)

渡部保夫『無罪の発見』勁草書房(1991年)

浜田寿美男『自白の研究 取調べる者と取調べられる者の心的構図』三一書房 (1992年)

ギスリー・グッドジョンソン著 / 庭山英雄外訳『取調べ・自白・証言の心理学』酒井書店(1994年)

小坂井久「取調べ可視化論の現在」大阪弁護士会刑事弁護委員会・刑弁情報11号(1995年3月)~17号(1998年7月)

後藤貞人「自白調書と公判弁護ー取調べのテープ録音と自白の任意性」渡辺修編著/『刑事手続の最前線』22頁·三省堂(1996年)

梶田英雄「取調経過一覧表による立証の失敗と教訓」季刊刑事弁護 14 号 40 頁(1998年)

後藤貞人「自白の任意性を争う弁護活動」同 14号 42 頁(1998年)

小坂井久「弁護士からみた任意性の基準・その立証について」同 14 号 61 頁 (1998年)

山上博信「検察官および警察官調べにおける録音について」愛知学泉大学コミュニティ政策学部紀要 2 号 191 頁 (1999 年 12 月)

大出良知「取調べのテープ録音は導入可能か」季刊刑事弁護14号75頁(1998年) 多田辰也『被疑者取調べとその適正化』成文堂(1999年)

宮野彬「刑事裁判でのヒデオテープ論争」法学研究 68号(1999年)

「座談会・取調べ可視化に向けて/秋田真志・伊賀興一・石松竹雄・小坂井久・後藤貞人・渡部一郎・渡辺修」大阪弁護士会会報 212 号 19 頁 (2000 年) 大阪弁護士会刑事弁護委員会『シンポジウム・取り調べ可視化の実現に向けて』(2000 年)

浜田寿美男『自白の心理学』岩波新書(2001年)

三井誠·陳運財「被疑者取調べにおける弁護人立会い権ー中華民国(台湾)の新 しい制度」東京法令出版/捜査研究467号~476号

小坂井久「捜査の可視化」季刊刑事弁護25号91頁(2001年)

小川秀世「『無法地帯』にビデオカメラを! - 捜査の可視化の意義、方法、 範囲」自由と正義 52 巻 6 号 106 頁(2001 年)

梅田豊「取調べの適正性の確保」法律時報増刊号『シリーズ司法改革(3)』(2001年)

渡辺修「被疑者取調べと司法改革の視点」法律時報 74 巻 7 号 36 頁

近畿弁護士会連合会『第7回国選弁護プレシンポジウム・弁護実践によって取調べの可視化を』(2001年)

浜田寿美男『 < うそ > を見抜く心理学 - 「供述の世界」から』NHK ブックス (2002年)

秋田真志「検察官による警察官調書の引写し問題 - 浮かび上がったワープロ調書の弊害」季刊刑事弁護29号77頁(2002年)

吉丸眞「裁判員制度の下における公判手続の在り方に関する若干の問題」判例時報1807号3頁(2003年)

佐藤文哉「裁判員裁判にふさわしい証拠調べと合議について」判例タイムズ1110 号4頁(2003年) 日本弁護士連合会『第8回国選弁護プレシンポジウム基調報告書・取調べの可視化と捜査弁護の深化』(2003年)

日本弁護士連合会『第8回国選弁護シンポジウム基調報告書・国費による弁護制度を担う』198頁以下(2003年)

本江威喜「取調べの録音・録画記録制度について」判例タイムズ1116号4頁(2003年)

山上圭子「英国における取調べの録音制度について」法律のひろば56巻6号71頁(2003年)

小坂井久「取調べ『不可視化』論の現在」季刊刑事弁護35号12頁(2003年)

R・ミルン/R・ブル著 原聰編訳『取調べの心理学』北大路書房(2003年) 白取祐司「捜査の可視化と適正化」自由と正義54巻10号79頁(2003年)

秋田真志「密室の扉を開こう-今こそ取調べの録画・録音による可視化を」大阪弁護士会刑事弁護委員会・刑弁情報28号2頁(2003年)

渡辺修・山田直子監修 / 小坂井久・秋田真志編著『取調べ可視化ー密室への挑戦 - イギリスの取調べ録音・録画に学ぶ』成文堂(2004年)

大阪弁護士会刑事弁護委員会・刑弁情報29号特集「取調べ可視化に向けて」掲載の各論文(2004年)

日本弁護士連合会可視化実現ワーキンググループ編『取調べの可視化で変えよう、刑事司法』現代人文社(2004年)

浜田寿美男『取調室の心理学』平凡社新書(2004年)

田中敏夫「取調べ全過程の可視化(録画・録音)の実現を」現代刑事司法 60号(2004年)

小坂井久「取調べ可視化実現に向けての動きと基本的な考え方」季刊刑事弁護38 号14頁(2004年)

川崎英明「刑事司法改革の成果と課題」法学セミナー 594 号 50 頁(2004 年) 後藤昭「刑事司法改革の到達点と展望」法律時報 2004 年 9 月号 25 頁

小坂井久「刑事司法改革と可視化」法律時報 2004 年 9 月号 52 頁

季刊刑事弁護39号特別企画「『取調べ可視化』実現へのプロローグ」掲載の各論文(2004年)

日弁連接見交通権確立実行委員会・刑事弁護センター「取調べの可視化シンポジウム記録」(2004年)

木谷明「『合理的疑い』の範囲などをめぐって」判例タイムズ 1151 号 18 頁(2004年)

日本弁護士連合会編『裁判員制度と取調べの可視化』明石書店(2004年)

日本弁護士連合会取調べの可視化実現委員会編『世界の潮流になった取調べ可視化』現代人文社(2004年)

小野正典「捜査の可視化への展望」季刊刑事弁護 40 号 78 頁(2004 年)

後藤貞人「刑事裁判の充実・迅速化ー弁護士の立場からー」現代刑事法 2004 年 12 月号